

メインオークション募集要綱・容量拠出金

2020年01月
電力広域的運営推進機関

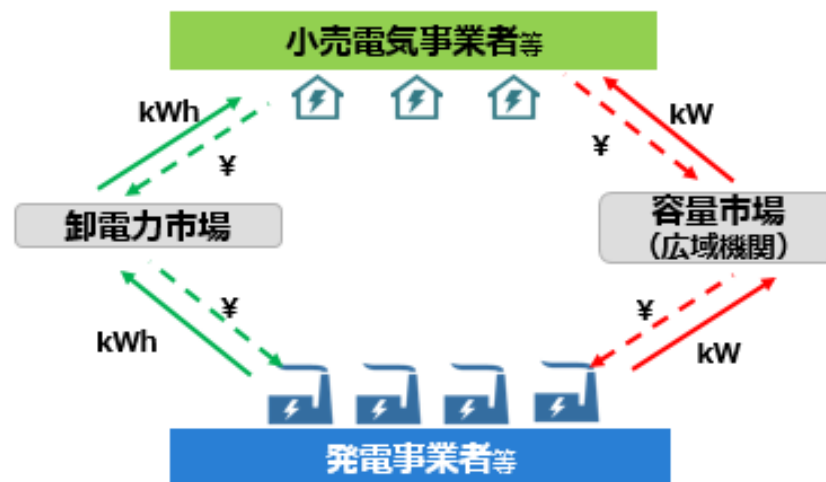
- 本資料は、電力広域的運営推進機関(以下「本機関」といいます。)が容量市場のメインオークション(対象実需給年度：2024年度)を実施するにあたり、第1章で容量市場の概要、第2～5章でメインオークション募集要綱の概要、第6章で容量拠出金に関する概要をご説明するものです。
- 募集要綱の詳細については、お配りしております募集要綱(案)をご確認ください。

容量市場概要説明会資料より

- 広域機関は、2020年度から容量市場を開設するため、準備を進めています。
- 容量市場の概要についてご説明いたします。
 - ✓ 容量市場とは、電力量(kWh)ではなく、将来の供給力(kW)を取引する市場です。
 - ✓ 将来にわたる我が国全体の供給力を効率的に確保する仕組みとして、発電所等の供給力を金銭価値化し、多様な発電事業者等が市場に参加していただき供給力を確保する仕組みです。

【各市場の役割】

市場	役割	主な取引主体
容量市場	国全体で必要となる供給力(kW価値)の取引	広域機関
卸電力市場	需要家に供給するための電力量(kWh価値)の取引	小売電気事業者
需給調整市場	ゲートクローズ後の需給ギャップ補填、30分未満の需給変動への対応、周波数維持のための調整力(ΔkW価値+kWh価値)の取引	一般送配電事業者



- 容量市場の開設に向けて、これまで行ってきた説明会・パブリックコメントと、これから行う予定の説明会・パブリックコメントは以下ようになります。

内容	説明会/パブリックコメント	スケジュール	主な対象
容量市場の概要について	制度概要説明会	2019年3～10月	全事業者
容量市場開設に向けた 広域機関の定款・業務規程・送配電等業務指針の改定 (以降も必要に応じて改定)	パブリックコメント	2019年3月 (2019年6月認可済)	全事業者
容量市場の募集要綱・容量拠出金等 (オークションの入札方法・容量拠出金について)	制度詳細説明会	2019年10～11月	全事業者
メインオークション募集要綱(2024年度向け)	パブリックコメント	2019年11月20日 ～12月10日	発電事業者等
容量市場業務マニュアル(ガイドライン) 参加登録	パブリックコメント	2020年1～2月頃	発電事業者等
	実務説明会	2020年2～3月頃	発電事業者等
容量市場業務マニュアル(ガイドライン) メインオークション・容量確保契約	パブリックコメント	2020年3～4月頃	発電事業者等
	実務説明会	2020年4～5月頃	発電事業者等
容量市場業務マニュアル(ガイドライン) その他の項目	各種	以降、都度	—

(参考) 容量市場に関連する規程・文書類

4

関連文書等		概要
広域 機関 ルール	定款	・容量市場の基本規則と会員の責務（容量拠出金の支払等）を規定
	業務規程	・広域機関が容量市場で実施する基本的な業務を規定 ・容量市場関連文書を作成する旨もここで規定
	送配電等 業務指針	・電気供給事業者が容量市場で実施する基本的な業務を規定
容量 市場 関連 文書	容量市場 募集要綱	メインオークション 募集要綱 ・容量市場へ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定 ・初回や大きな変更時はパブコメを予定 ・募集の都度（毎年）、更新し公表 ・容量確保契約書等も募集要綱の別紙扱いで公表 以降、その他※1を順次発行していく ※1：追加オークション募集要綱、特別オークション募集要綱、等
	容量確保 契約	契約書 契約約款 ・広域機関と容量オークション落札者間の契約上の権利・義務を規定 ・契約書、約款、別紙(システム上)の3部構成の想定
	容量市場 業務マニュアル	参加登録編 ・各種手続きの手順・方法、提出書類、算定式等、運用上必要な具体的内容を記載 メインオークション・ 容量確保契約編 ・初回や大きな変更時はパブコメを予定 ・業務毎に分冊し、都度パブコメ・公表していく予定 以降、その他※2を順次発行していく ※2：実効性テスト編、追加オークション編、電源等差替編、アセスメント・ペナルティ編、容量確保契約金額・容量拠出金編、等
	容量市場システムマニュアル	・容量市場システムのログイン方法や入力方法、画面等、操作方法を記載

第1章. 容量市場の概要

容量市場導入の目的 ……08

容量市場の概要 ……09

第2章. 募集概要

容量市場の全体スケジュール ……13

メインオークションの全体スケジュール
……14オークション参加対象となる事業者
……15オークション参加対象となる電源等
……16オークション参加対象とならない電源等
……19

オークション応札単位 ……20

第3章. 参加登録

参加登録の概要 ……23

容量市場システムの利用に向けた事前手続き ……24

事業者情報の登録の申込み ……25

電源等情報の登録の申込み ……26

: 安定電源 ……27

: 変動電源(単独) ……29

: 変動電源(アグリゲート) ……31

: 発動指令電源 ……33

期待容量の登録の申込み
: 期待容量とは ……34

: 期待容量の算定方法 ……35

: 登録方法 ……36

第4章. メインオークション

メインオークションの概要 ……39

メインオークションへの応札 ……40

落札電源および約定価格の決定方法
……41

(市場が分断される場合) ……43

容量確保契約の締結
: 契約内容 ……44

: 経過措置とは ……45

目次(2/2)

第5章. 契約の履行

契約の履行の概要	……47
リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの全体像	……48
リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ	
①計画停止調整	……49
②余力活用に関する契約の締結	……50
③計画停止	……51
④市場応札	……52
⑤供給指示への対応	……53
⑥計画停止調整	……54
⑦計画停止	……55
⑧計画停止	……56
⑨実効性テスト	……57
⑩発動指令への対応	……58
供給力の提供ができなくなった場合の扱い	……59
容量確保契約金額の交付	……60

第6章. 容量抛出台

容量抛出台の全体像	……62
容量抛出台の請求・支払い	……65
請求額の算定方法	……66

第7章. その他

発電設備等の情報掲示板	……74
今後の説明会等に関するスケジュール	……75
関連資料、問い合わせ先	……76

参考資料

電源等リスト登録時の登録項目(発動指令電源)	……79
電源等リスト登録時の提出書類(発動指令電源)	……80
容量確保契約の変更・解約	……81
請求額の算定方法(市場が分断される場合)	……82

第1章 容量市場の概要

- ・容量市場導入の目的
- ・容量市場の概要

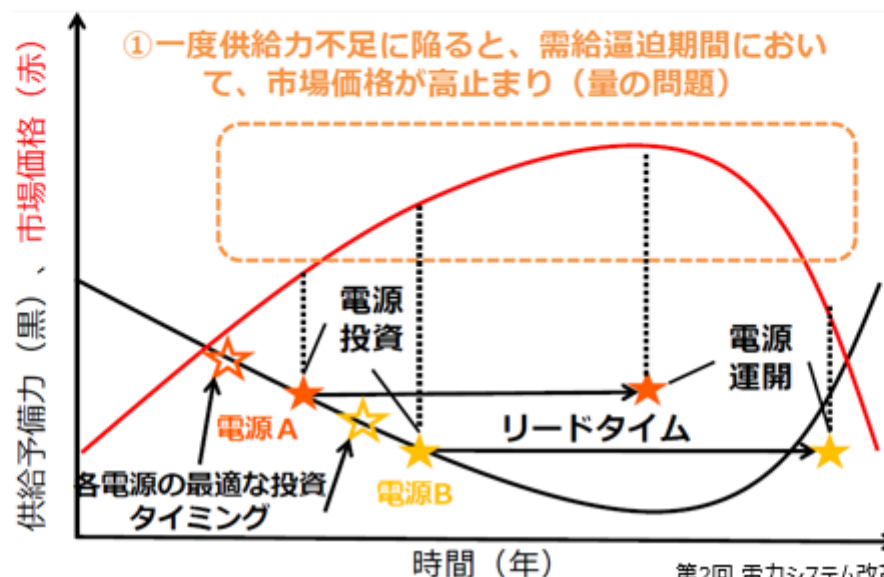
第1章 はじめに 容量市場の導入の目的

- 以下の目的を効率的に達成するために、容量市場を導入します。
 - 電源投資が適切なタイミングで行われ、予め必要な供給力を確保すること
 - 卸電力市場価格の安定化を実現することで、電気事業者の安定した事業運営を可能とするとともに、電気料金の安定化により需要家にもメリットをもたらすこと

- 小売全面自由化や再生可能エネルギーの導入拡大による卸電力市場の取引拡大・市場価格の低下により、電源の投資予見性の低下が懸念されています。
- 電源投資が適切なタイミングで行われないと、電源の新設・リプレイス等が十分にされない状態で、既存発電所が閉鎖されていく事が考えられます。
- その結果、中長期的な供給力不足が顕在化した場合、電源開発に一定のリードタイムを要することから、需給がひっ迫する期間にわたり電気料金が高止まりする問題等が生じると考えられます。

【供給予備力及び市場価格の推移（イメージ）】

※事業者が卸電力市場の中で十分な予見性を確保できず、電源投資を行うタイミングが最適な時期からずれた場合



容量市場概要説明会資料より

- 本機関は、容量市場で、実需給年度の4年前に全国で必要な供給力を一括して確保します。※1

- 容量市場※2：オークションを開催して、落札電源と約定価格を決定します。

実需給期間に、全ての小売電気事業者から容量拠出金を頂き、発電事業者等(落札電源)に対して容量確保契約金額を支払います。

- 発電事業者等：オークションに応札します。落札した場合、供給力を提供します。
- 小売電気事業者等：容量拠出金を本機関に支払います。

オークションの開催 (2020年以降、毎年開催)

容量市場(広域機関)

4年後の供給力を確保する

オークションで、落札電源・約定価格を決定する

応札

発電等：供給力(kW価値)を応札する

実需給期間 (オークションの4年後)

小売等：容量拠出金を支払う

容量拠出金

容量市場(広域機関)

容量確保契約金額

発電等：供給力を提供する

容量市場概要説明会資料より抜粋

(参考) 容量市場 概要説明について

- 容量市場の制度概要について、これまで「容量市場概要説明会」を開催してまいりました。
- 当該説明会資料やFAQを本機関のWebサイトにアップロードしております。
- 容量市場の制度概要につきましては、以下の資料をご参照ください。

・容量市場 説明会資料

https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou_setsumeikai.html

・容量市場 FAQ

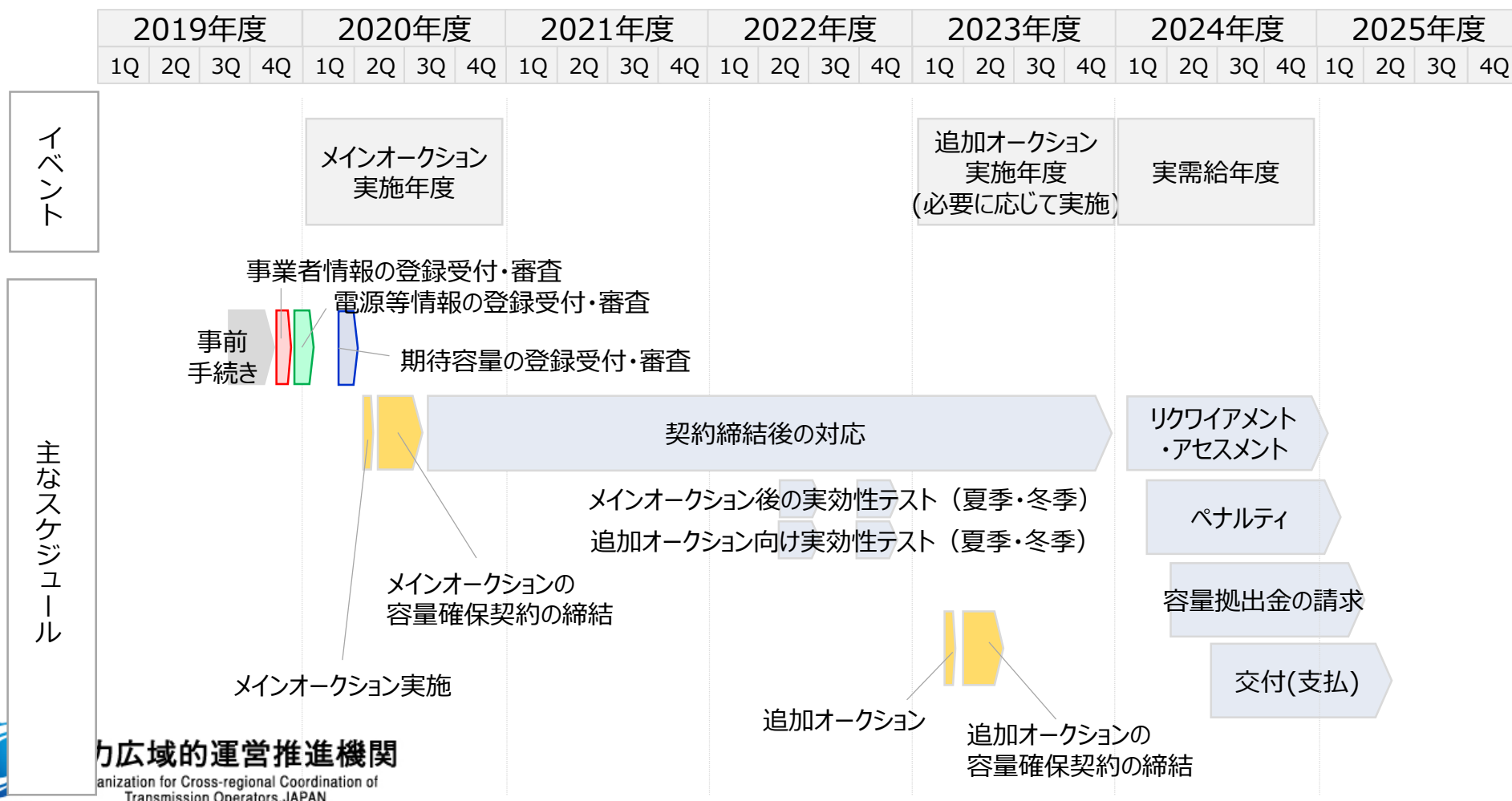
https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou_FAQ.html

第2章 募集概要

- ・容量市場の全体スケジュール
- ・メインオークションの全体スケジュール
- ・オークション参加対象となる事業者
- ・オークション参加対象となる電源等
- ・オークション参加対象とならない電源等
- ・オークション応札単位

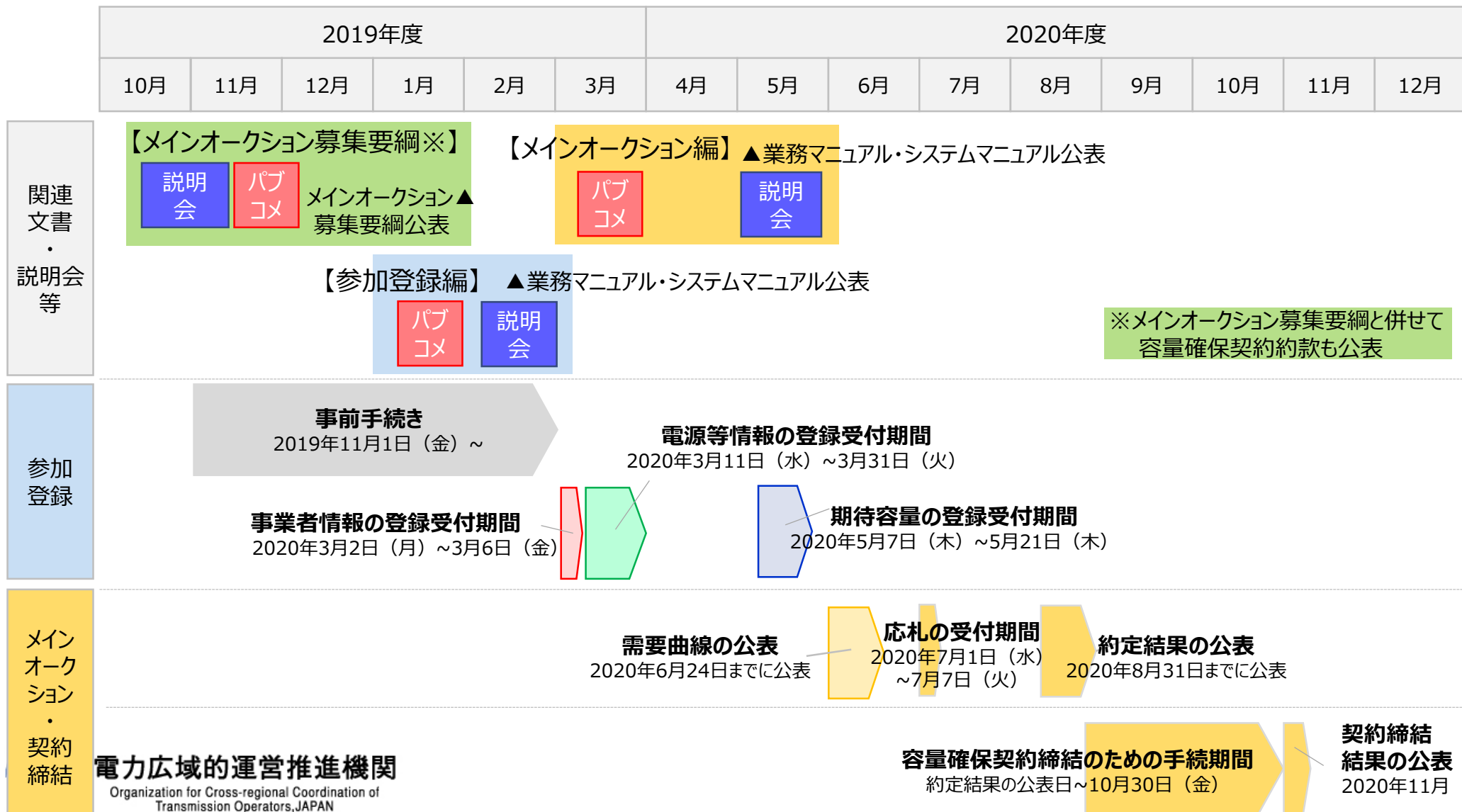
容量市場の全体スケジュール（対象実需給年度：2024年度）

- 2024年度を対象実需給年度とする容量市場の全体スケジュールは以下の予定です。
- 小売電気事業者及び一般送配電事業者から容量拠出金を受領した後に、リクワイアメントを満たした容量提供事業者に対して、実需給年度中に容量確保契約金額の交付が開始されます。

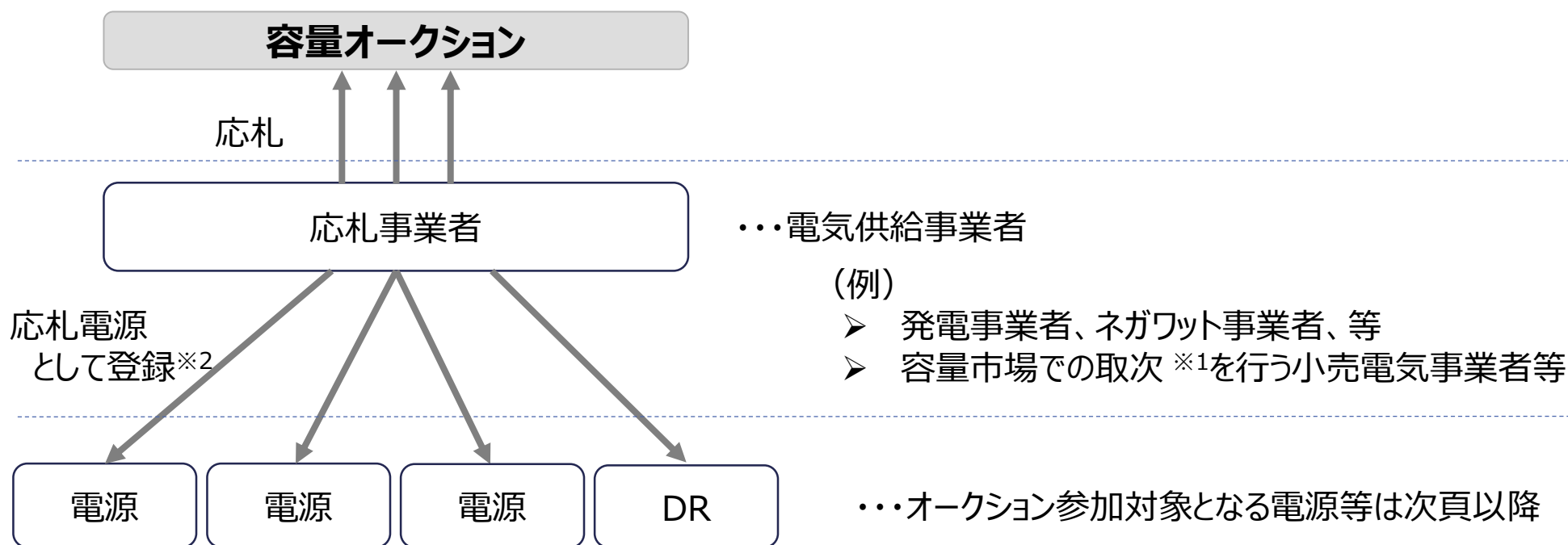


メインオークションの全体スケジュール（参加登録～契約締結）

- メインオークションに関連する参加登録～契約締結までのスケジュールは以下の予定です。



- オークションの参加登録申請が可能な事業者は電気供給事業者(電気事業法第23条第1項第1号)とします。



第2章 募集概要

オークション参加対象となる電源等

容量市場概要

募集概要

参加登録

メインオークション

契約の履行

容量抛出品

その他

16

- オークション参加対象となる電源等は、実需給年度に供給力を提供できる安定電源・変動電源・発動指令電源です。既に相対契約を締結している電源等も容量市場に参加することができます。
- オークションの募集対象となるエリアは、日本全国です。ただし、沖縄地域及びその他地域の離島※¹を除きます。

オークション参加対象となる電源等の概要

安定電源	変動電源		発動指令電源
	変動電源(単独)	変動電源(アグリゲート)	
単体の期待容量※2が1,000kW以上の安定的な供給力を提供するもの	単体の期待容量※2が1,000kW以上の供給力を提供するもののうち、自然変動電源に該当するもの	単体の期待容量※2が1,000kW未満の電源のうち、自然変動電源を組み合わせ※3することで、期待容量が1,000kW以上の供給力を提供するもの	単体の期待容量※2が1,000kW未満の電源・安定的供給力を提供できない自家発・DRなどを単独または組み合わせ※3することで、期待容量が1,000kW以上の供給力を提供するもの
(例) ➤ 火力、原子力、 ➤ 大規模水力（揚水式、貯水式、一部の自流式） ➤ 地熱・バイオマス・廃棄物	(例) ➤ 水力（一部の自流式） ➤ 風力 ➤ 太陽光	(例) ➤ DR ➤ 自家発 ➤ 蓄電池 ➤ その他	

※¹：離島とは電気事業法施行規則第3条の2の2で定める本土と系統が接続していない島を指します。

※²：期待容量とは、「電源等情報として登録した設備容量のうち、実需給年度において供給区域の供給力として期待できる容量」です。
 ※³：組合せは同一供給区域内の電源等の組合せに限ります
 （詳細は第3章で後述）

(参考)オークション参加対象となる電源等の詳細

オークション参加対象となる電源等

電源/DR	期待容量※1	電源種別	発電方式別※2	供計ガイドライン※3に基づく電源		供計ガイドライン※3に基づかない電源
電源	単体 1,000kW 以上	水力	一般(貯水式)	安定電源		発動指令電源
			一般(自流式)	安定電源	変動電源(単独)※4	
			揚水	安定電源		
		火力	—			
		原子力	—			
		再生可能 エネルギー	風力・太陽光	変動電源(単独)		
			地熱・バイオマス・廃棄物	安定電源		
	単体 1,000kW 未満	水力	一般(貯水式)	発動指令電源		
			一般(自流式)	発動指令電源	変動電源(アグリゲート)※5	
			揚水	発動指令電源		
		火力	—			
		原子力	—			
		再生可能 エネルギー	風力・太陽光	変動電源(アグリゲート)		
地熱・バイオマス・廃棄物			発動指令電源			
DR	—	—	—	発動指令電源		

※1：期待容量とは、「電源等情報として登録した設備容量のうち、実需給年度において供給区域の供給力として期待できる容量」です。(詳細は第3章で後述)

※2：蓄電池は発動指令電源として参加可能です。

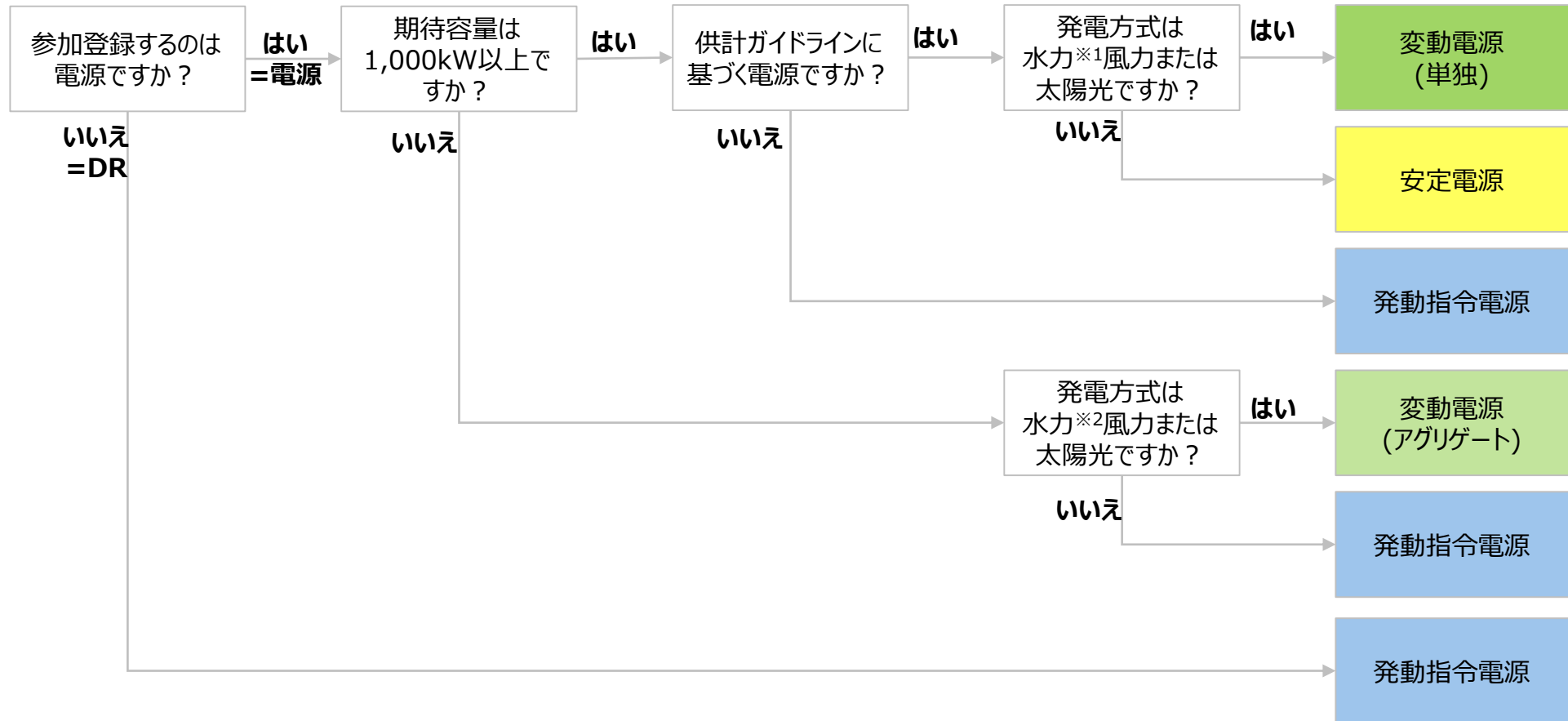
※3：「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」のことを指します。(次項以降も同様)

※4：ダム水位から供給力を算定している場合および調整係数に調整能力を加算している場合は安定電源、調整係数のみで供給力を算定している場合は変動電源(単独)となります。

※5：ダム水位から供給力を算定している場合および調整係数に調整能力を加算している場合は発動指令電源、調整係数のみで供給力を算定している場合は変動電源(アグリゲート)となります。

(参考)区分判定用 簡易チャート

オークション参加対象となる電源等の区分判定用 簡易チャート



※1：ダム水位から供給力を算定している場合および調整係数に調整能力を加算している場合は安定電源、調整係数のみで供給力を算定している場合は変動電源(単独)となります。

※2：ダム水位から供給力を算定している場合および調整係数に調整能力を加算している場合は発動指令電源、調整係数のみで供給力を算定している場合は変動電源(アグリゲート)となります。

■ 以下の電源は参加できません。

➤ FIT電源

：実需給年度開始までにFIT買取期間が終了する電源は参加可能です

：バイオマス混焼(石炭混焼以外)の場合は、非FIT相当分について参加可能です

：バイオマス混焼(石炭混焼)の場合は、認定上のバイオマス比率をゼロにした場合のみ参加可能です

➤ 電源入札等で落札した電源※1

➤ 実需給年度中に供給力を提供できない電源(例：建設未完了)

➤ 自家消費にのみ供される電源※2

➤ 自己託送および特定供給のみに供される電源※3

➤ 特定送配電事業者が利用する電源

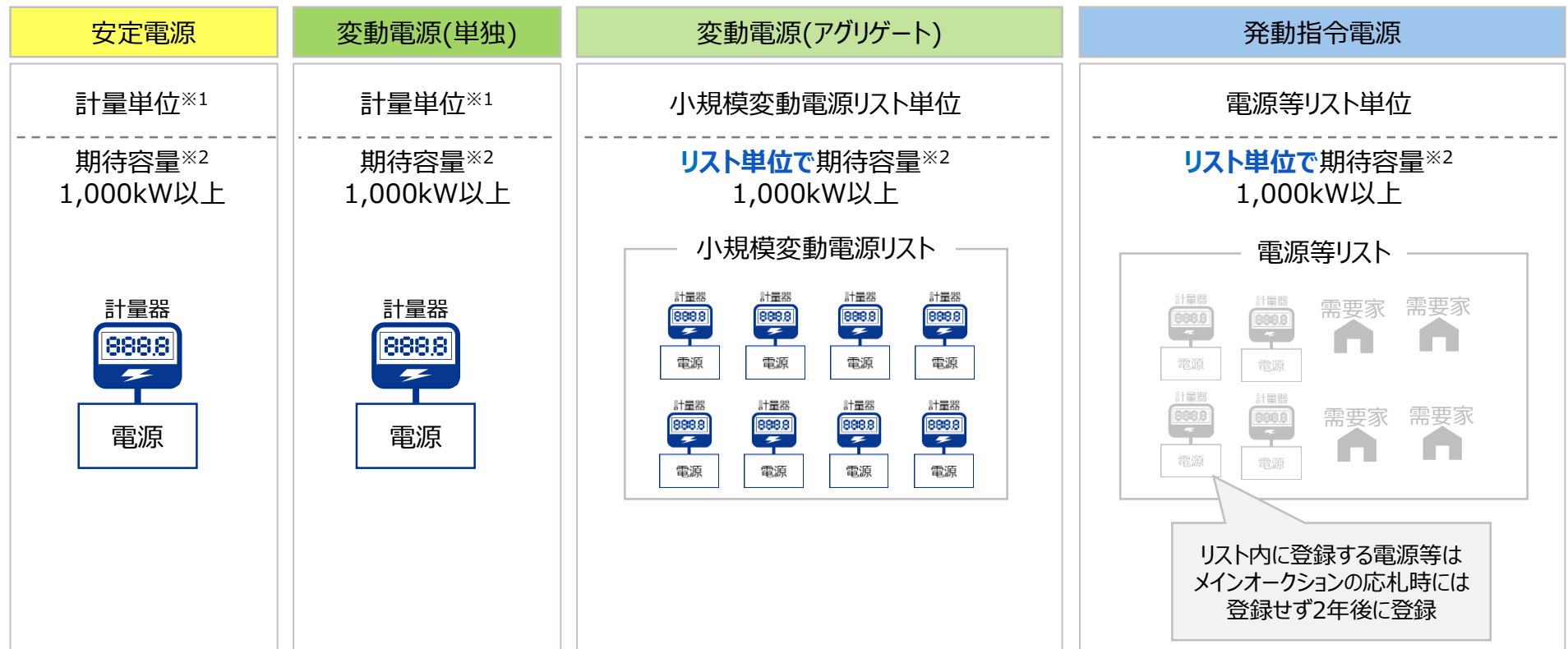
※1：本機関の業務規程第33条に基づく電源を指します。

※2：自家消費のために必要な容量を上回る発電容量があり、供給力が提供できる場合はオークション参加可能です。

※3：運用および契約の形態によって登録が可能な場合がありますので、本機関に個別でお問い合わせください。

- 安定電源・変動電源(単独)の応札単位は計量単位※¹とします。
- 変動電源(アグリゲート)は小規模変動電源リスト単位とします。
- 発動指令電源は電源等リスト単位とします。

オークション応札単位



第3章 参加登録

- 参加登録の概要
- 容量市場システムの利用に向けた事前手続き
- 事業者情報の登録の申込み
- 電源等情報の登録の申込み
 - : 安定電源
 - : 変動電源(単独)
 - : 変動電源(アグリゲート)
 - : 発動指令電源
- 期待容量の登録の申込み : 期待容量とは
 - : 期待容量の算定方法
 - : 登録方法

第3章 参加登録 参加登録の概要

容量市場概要

募集概要

参加登録

メインオークション

契約の履行

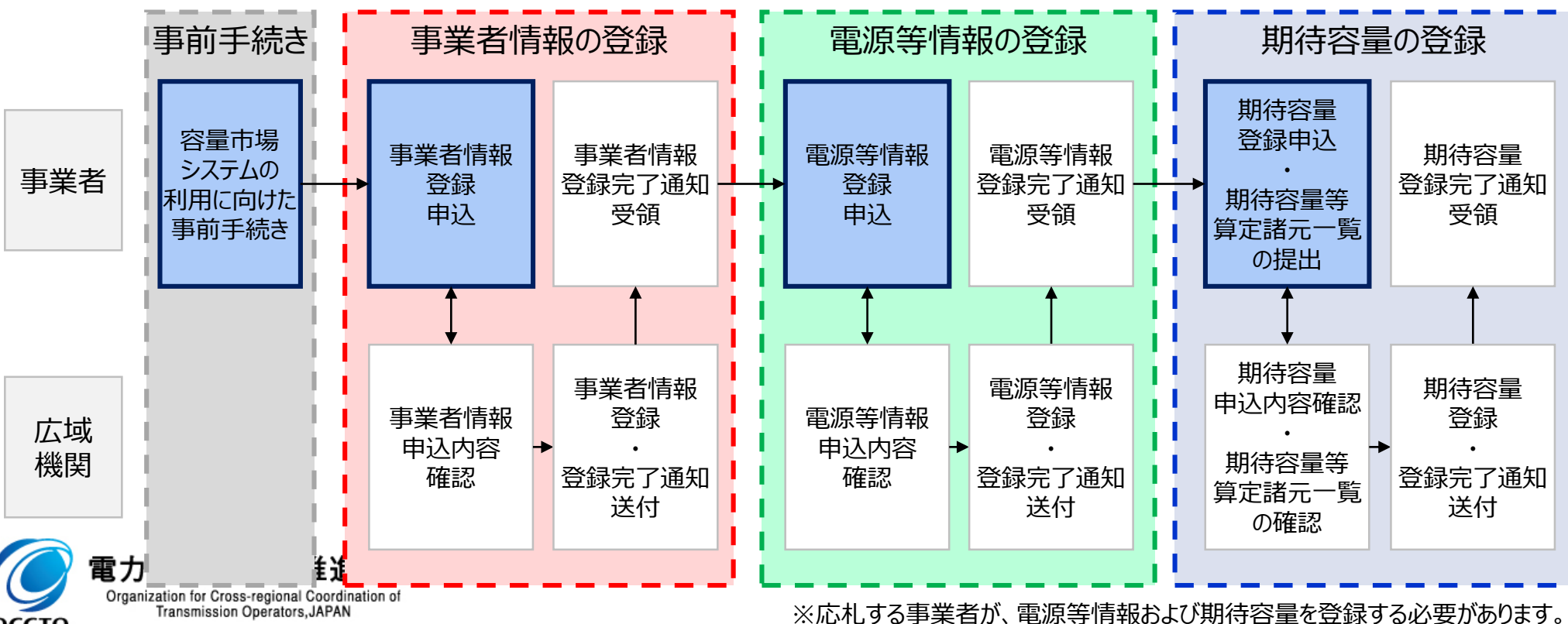
容量抛し金

その他

23

- 容量市場メインオークションに応札するために容量市場システムを利用して参加登録を行う必要があります。
- 参加登録に係る主要な手続きは以下です。
 - 容量市場システムの利用に向けた事前手続き（必要がある場合のみ実施）
 - 事業者情報の登録の申込み
 - 電源等情報の登録の申込み（容量を提供する電源等の区分ごとに登録方法が異なります。）
 - 期待容量の登録の申込み

【凡例】 本資料での説明対象



- 容量市場システムでの参加登録にあたり、事前に以下を取得しておく必要があります。
 - 事業者コード
 - クライアント証明書
 - 系統コード
- 既に取得済みの場合はそのままご利用いただけます。
- 未取得の場合、新たにDRを始める場合、新たにアグリゲート電源（変動(アグリ)、発動指令）を開始する場合等、取得手続きが必要です。
- 取得には申込みが集中した場合、最大 3 週間程度の時間を要する可能性がありますので、事前手続きが開始される2019年11月から取得に向けて着手することを推奨いたします。
- 詳細については、当機関HP「容量市場システムの利用にあたっての事前のお手続きについて」を参照願います。

- 容量市場システムの利用にあたっての事前のお手続きについて
http://www.occto.or.jp/market-board/market/oshirase/2019/191114_youryou_jizentetsuduki.html

- クライアント証明書については以下をご参照ください
 - クライアント証明書の認証局
https://www.occto.or.jp/occtosystem/riyou/client_shoumeisho.html

第3章 参加登録 事業者情報の登録の申込み

容量市場概要

募集概要

参加登録

メインオークション

契約の履行

容量拠出金

その他

事業者情報の登録

25

- 参加登録申請者は、容量市場システムに事業者情報の登録の申込みを行って頂きます。
- 登録項目・提出書類は以下のとおりです。
- 本機関は、登録項目・提出書類を確認し、不備がなければ参加登録申請者へ登録が完了した旨を通知を送付し、容量市場システムへのログイン情報をお知らせします。不備がある場合はその旨を参加登録申請者に通知しますので、当該通知を受けた参加登録申請者は登録の再申込みを行ってください。
- 受付期間終了直前に登録申請を行い不備が判明した場合は、再申込みが間に合わない可能性がありますので、早めの申請をお願いいたします。

事業者情報の登録項目および提出書類

登録項目

- 事業者コード
- 参加登録申請者名※
- 所在地
- 銀行口座
- 担当者名
- 担当者の連絡先
(電話番号、メールアドレス、住所、所属部署)
- クライアント証明書のシリアルNo.
- クライアント証明書のIDおよびその有効期限

提出書類

- 容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書
(メインオークション募集要綱 様式1参照、容量市場システムに捺印済み書類を登録の上、原本を本機関まで提出)

第3章 参加登録

電源等情報の登録の申込み

[容量市場概要](#)[募集概要](#)[参加登録](#)[メインアクション](#)[契約の履行](#)[容量拠出金](#)[その他](#)[電源等情報の登録](#)

26

- 事業者情報の登録が完了した参加登録申請者は、ログイン情報の通知を受けた後、電源等情報の登録を行って頂きます。
 - 電源等情報の登録においては、実需給年度に想定される情報を記載してください。
- 1 計量単位内の電源の電源等情報を別々の参加登録申請者が登録することはできません。1 計量単位内の電源は全て同一の参加登録者が登録することとなります。
- 本機関は、登録項目・提出書類を確認し、不備がなければ参加登録申請者へ登録が完了した旨を通知します。不備がある場合は、その旨を参加登録申請者に通知しますので、当該通知を受けた参加登録申請者は電源等情報の登録の再申込みを行ってください。
- 受付期間終了直前に登録申請を行い不備が判明した場合は、再申込みが間に合わない可能性がありますので、早めの申請をお願いいたします。

電源等情報の登録の申込み：安定電源(1/2)

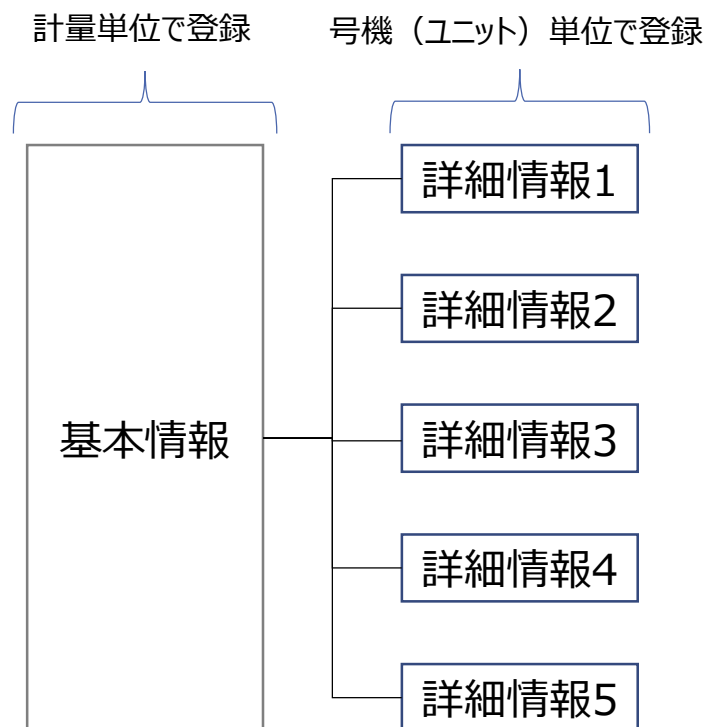
電源等情報の登録

安定電源

27

- 安定電源の登録項目は、以下のとおりです。
 - 1計量単位に複数の号機(ユニット)を有する場合は、容量オークションに参加する全ての号機(ユニット)を電源等情報(詳細情報)として登録して頂きます。
- ご登録頂いた情報は参加要件の確認、期待容量の算定、アセスメント等に使用します。

基本情報と詳細情報の関係



電源等情報の登録項目

電源等情報	基本情報	容量を提供する電源等の区分
	基本情報	電源等の名称
電源等情報	詳細情報	受電地点特定番号
		系統コード
		エリア名
		同時最大受電電力
		号機単位の名称
		号機単位の所有者
		系統コード
		電源種別の区分
		発電方式の区分
		設備容量
		運転開始年月
		調整機能の有無
		発電用の自家用電気工作物(余剰)の該当有無
		FIT認定ID
		特定契約の終了年月(FIT電源のみ)
		発電BGコード
		需要BGコード・計画提出者コード
		相対契約上の計画変更締切時間
		電源の起動時間

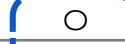
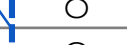
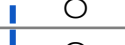
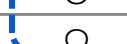
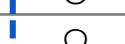
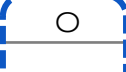
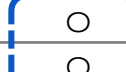
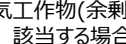
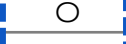
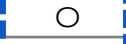
電源等情報の登録の申込み：安定電源(2/2)

電源等情報の登録

安定電源

- 安定電源の電源等情報の登録に係る提出書類は、以下のとおりです。※1
- 原則として提出書類は全て電源等情報の登録時に提出頂きます。
ただし、電源等情報の登録時に書類が存在しない等の合理的な理由により書類を提出できない新設電源※2は、少なくとも工事計画届出書を提出、もし無い場合は接続検討回答書を提出して頂き、残りの書類は提出書類が準備でき次第、遅滞なく提出してください。

電源等情報の登録に係る提出書類一覧 【凡例】  : いずれか1点を提出

書類の名称 (全て写しで可)	必須書類	選択可能書類				
		電源等の名称 確認用	同時最大受電 電力確認用	電源種別の 区分確認用※3	運転開始年月 確認用	発電用の自家用電気 工作物(余剰)の該当 有無確認用
発電事業届出書	既設電源					
電気工作物変更届出書						
自家用電気工作物使用開始届出書						
特定自家用電気工作物接続届出書						
接続検討回答書	新設電源※2					 発電用の自家用電気 工作物(余剰)に 該当する場合
工事計画届出書						
発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表						
取次契約書(取次の場合)						
使用前検査合格証						
使用前安全管理審査申請書						
余力活用に関する契約を締結したことがわかる書類 (契約書の写し等)※4(調整機能有の場合)						
電力受給契約書(発電用の自家用電気工作物 (余剰)に該当する場合)						
再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定 について(通知)(FIT電源の場合)						

※1：本機関が必要と判断した場合、上記以外の書類を提出していただく場合があります。

※2：電源等情報登録の時点で運転開始していない電源を指します。

※3：発電方式の区分、設備容量の登録においても同一の書類が必要となります。

※4：原則、実需給年度開始までに提出が必要となります。

電源等情報の登録の申込み：変動電源(単独)(1/2)

電源等情報の登録

変動電源(単独)

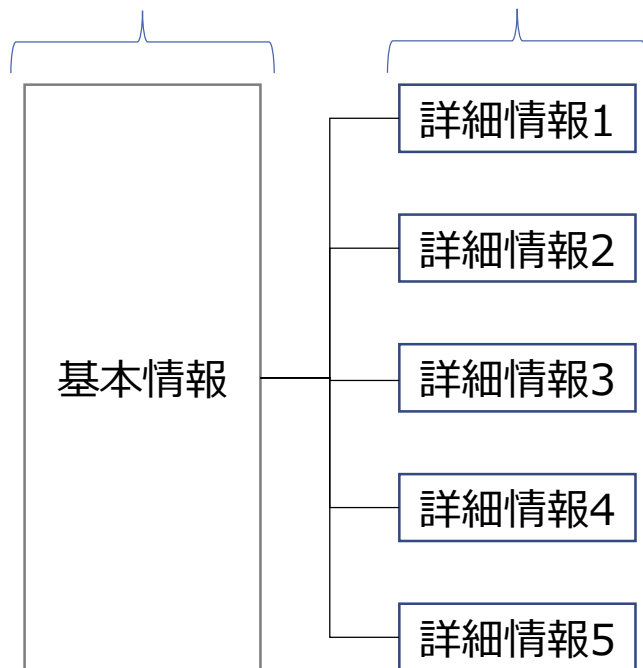
29

- 変動電源(単独)の登録項目は、以下のとおりです。
 - 1計量単位に複数の号機(ユニット)を有する場合は、容量オークションに参加する全ての号機(ユニット)を電源等情報(詳細情報)として登録して頂きます。
- ご登録頂いた情報は参加要件の確認、期待容量の算定、アセスメント等に使用します。

基本情報と詳細情報の関係

計量単位で登録

号機(ユニット)単位で登録



電源等情報の登録項目

電源等情報	基本情報	容量を提供する電源等の区分
		電源等の名称
		受電地点特定番号
		系統コード
		エリア名
	詳細情報	同時最大受電電力
		号機単位の名称
		号機単位の所有者
		系統コード
		電源種別の区分
		発電方式の区分
		設備容量
		運転開始年月
		FIT認定ID
		特定契約終了年月(FIT電源のみ)
		発電BGコード

電源等情報の登録の申込み：変動電源(単独)(2/2)

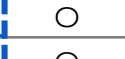
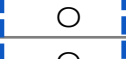
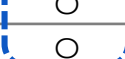
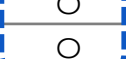
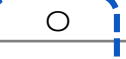
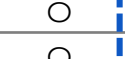
電源等情報の登録

変動電源(単独)

- 変動電源(単独)の電源等情報の登録に係る提出書類は、以下のとおりです。※1
- 原則として提出書類は全て電源等情報の登録時に提出頂きます。
ただし、電源等情報の登録時に書類が存在しない等の合理的な理由により書類を提出できない新設電源※2は、少なくとも工事計画届出書を提出、もし無い場合は接続検討回答書を提出して頂き、残りの書類は提出書類が準備でき次第、遅滞なく提出してください。

電源等情報の登録に係る提出書類一覧

【凡例】  : いずれか1点を提出

書類の名称 (全て写しで可)	必須	選択可能書類			
		電源等の名称 確認用	同時最大受電 電力確認用	電源種別の 区分確認用※3	運転開始年月 確認用
発電事業届出書					
電気工作物変更届出書	既設電源				
自家用電気工作物使用開始届出書					
特定自家用電気工作物接続届出書					
接続検討回答書					
工事計画届出書	新設電源※2				
発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表	○				
取次契約書(取次の場合)	○				
使用前検査合格証					
使用前安全管理審査申請書					
再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定 について(通知)(FIT電源の場合)	○				

※1：本機関が必要と判断した場合、上記以外の書類を提出していただく場合があります。

※2：電源等情報登録の時点で運転開始していない電源を指します。

※3：発電方式の区分、設備容量の登録においても同一の書類が必要となります。

電源等情報の登録の申込み：変動電源(アグリゲート)(1/2)

電源等情報の登録

変動電源(アグリゲート)

31

- 変動電源(アグリゲート)の登録項目は以下のとおりです。
 - 小規模変動電源リストの情報をリスト単位、アグリゲートされる各電源の情報を電源等情報(基本情報)および電源等情報(詳細情報)として電源単位で登録して頂きます。
- ご登録頂いた情報は参加要件の確認、期待容量の算定、アセスメント等に使用します。

電源等情報の登録項目一覧

小規模変動電源リストの情報

電源等情報	基本情報	容量を提供する電源等の区分
		小規模変動電源リストの名称
		系統コード
		エリア名

アグリゲートされる各電源の内訳情報

電源等情報	基本情報	容量を提供する電源等の区分	計量単位ごとに登録
		電源等の名称	
		受電地点特定番号	
		系統コード	
		エリア名	
		同時最大受電電力	
		所在地	
	詳細情報	号機単位の名称	号機(ユニット)単位で登録
		系統コード	
		電源種別の区分	
		発電方式の区分	
		設備容量	
		運転開始年月	
		FIT認定ID	
		特定契約終了年月	
		発電BGコード	

電源等情報の登録の申込み：変動電源(アグリゲート)(2/2)

電源等情報の登録

変動電源(アグリゲート)

32

- 変動電源(アグリゲート)の電源等情報の登録に係る提出書類は、以下のとおりです。※1
- 提出書類につきましては、原則として電源等情報登録時に提出頂きますが、当該期間内に提出が間に合わない場合は2021年2月末日までに提出してください。
ただし、電源等情報登録時に書類が存在しない等の合理的な理由により書類を提出できない新設電源※2は、少なくとも工事計画届出書を提出、もし無い場合は接続検討回答書を提出して頂き、残りの書類は提出書類が準備でき次第、遅滞なく提出してください。

電源等情報の登録に係る提出書類一覧

【凡例】 : いずれか1点を提出

書類の名称 (全て写しで可)	必須	選択可能書類			
		電源等の名称 確認用	同時最大受電 電力確認用	電源種別の 区分確認用※3	運転開始年月 確認用
発電事業届出書		○		○	
電気工作物変更届出書	既設電源	○		○	
自家用電気工作物使用開始届出書		○		○	○
特定自家用電気工作物接続届出書		○		○	
接続検討回答書		○	○		
工事計画届出書	新設電源※2	○			○
発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表	○		○		
使用前検査合格証					○
使用前安全管理審査申請書					○
再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定 について(通知)(FIT電源の場合)	○				○

※1：本機関が必要と判断した場合、上記以外の書類を提出していただく場合があります。

※2：電源等情報登録の時点で運転開始していない電源を指します。

※3：発電方式の区分、設備容量の登録においても同一の書類が必要となります。

電源等情報の登録の申込み：発動指令電源

電源等情報の登録

発動指令電源

33

- 発動指令電源の登録項目および提出書類は以下のとおりです。※
- 提出書類につきましては、2022年2月末日までに提出をお願いします。本資料の「第2章 募集概要メインオークションの全体スケジュール(参加登録～契約締結)」に記載されている電源等情報の登録の期間に行って頂く必要はありません。
- ご登録頂いた情報は参加要件の確認、期待容量の算定、アセスメント等に使用します。

電源等情報の登録項目一覧

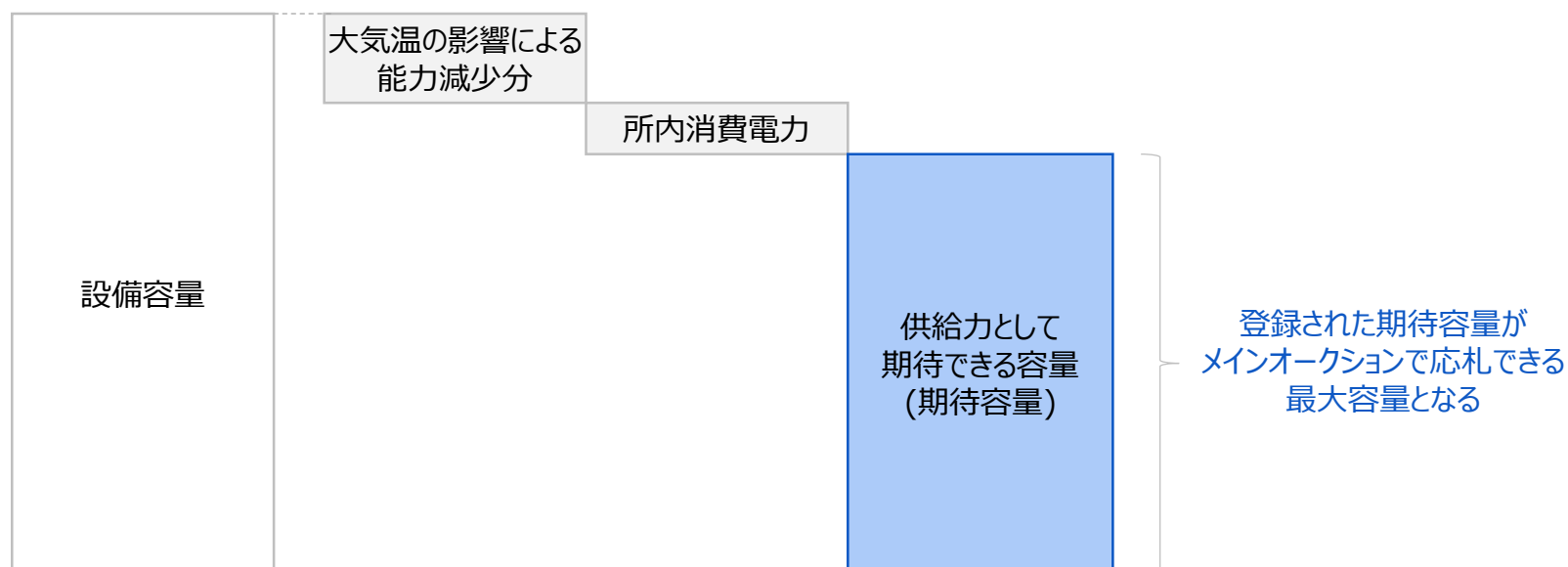
電源等情報	基本情報	容量を提供する電源等の区分
		電源等リストの名称
		系統コード
		エリア名
		発動指令時の連絡先 (電話番号、メールアドレス、住所、所属部署)
		オンライン指令

電源等情報の提出書類一覧

書類の名称 (全て写しで可)
属地一般送配電事業者とのオンライン指令による性能確認試験結果

- 期待容量とは、「電源等情報として登録した設備容量のうち、実需給年度において供給区域の供給力として期待できる容量」を指します。
- 電源等情報の登録が完了した参加登録申請者は、期待容量を登録することができます。

期待容量の考え方(火力の場合)



期待容量の登録の申込み：期待容量の算定方法

- 期待容量は、kW単位※で登録します。なお、各電源の期待容量の具体的な算定方法は下表のとおりです。
 - 変動電源(アグリゲート)は、アグリゲートの内訳として登録した小規模変動電源毎の期待容量の合算値が期待容量となります。
また、小規模変動電源は0.1kW単位で登録し、合算値は小数点以下を切り捨てます。
 - 1計量単位の中にFITと非FITが混在する電源の場合、非FIT分の期待容量で算定します。
 - バイオマス混焼(石炭混焼を除く)のFIT電源の期待容量は以下のとおり算定します。

$$\text{バイオマス混焼のFIT電源の期待容量} = \text{設備全体の期待容量} - \left(\text{設備全体の期待容量} \times \text{認定にかかるバイオマス比率} \right)$$

容量を提供する電源等の区分別の期待容量の算定方法

容量を提供する 電源等の区分	期待容量の算定方法
安定電源	供計ガイドラインに基づき算定
変動電源(単独)	同上
変動電源(アグリゲート)	同上
発動指令電源	実績および将来的な計画を踏まえて算定

第3章 参加登録

期待容量の登録の申込み：登録方法

容量市場概要

募集概要

参加登録

メインオークション

契約の履行

容量抛出品

その他

期待容量の登録

36

■ 期待容量の登録受付期間には、下表記載の書類を登録頂きます。 ※1

- 本機関は、期待容量および提出書類を確認し不備がなければ、参加登録申請者に期待容量の登録が完了した旨を通知します。不備がある場合はその旨を参加登録申請者に通知しますので、当該通知を受けた参加登録申請者は登録の再申込みを行ってください。
- 受付期間終了直前に登録申請を行い不備がある場合は、再申込みが間に合わない可能性がありますので、早めの申請をお願いいたします。

電源別の登録書類

電源等の区分	登録書類
安定電源	・期待容量等算定諸元一覧※2
変動電源(単独)	【バイオマス混焼設備 (安定電源のみ)】 ・バイオマス比率計算書 ・バイオマス燃料(原料)調達及び使用計画書 上記のうちいずれか一点
変動電源(アグリゲート)	
発動指令電源	・発動指令電源のビジネスプラン申請書※3

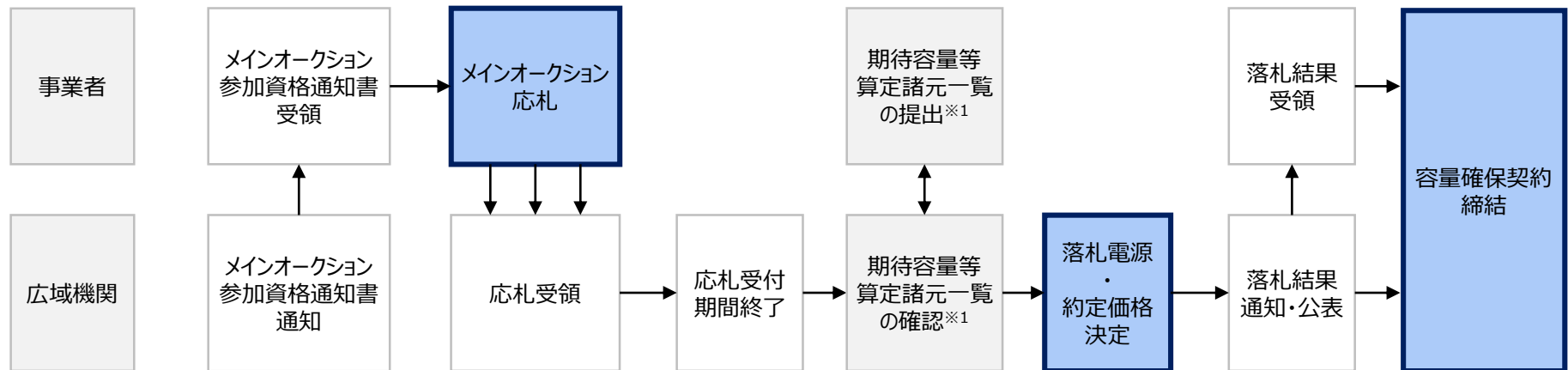
第4章 メインオークション

- ・メインオークションの概要
- ・メインオークションへの応札
- ・落札電源および約定価格の決定方法
- ・落札電源および約定価格の決定方法(市場が分断される場合)
- ・容量確保契約の締結： 契約内容
： 経過措置とは

- メインオークション参加資格通知書を受領した事業者は、メインオークションへの応札が可能となります。
- 応札期間中は、応札情報の変更が可能です。応札受付期間終了後は変更できません。
- メインオークション応札後、安定電源・変動電源を応札した事業者は、期待容量等算定諸元一覧の提出が必要です。詳細は（参考資料）提出様式 補足説明資料 をご参照ください。
- メインオークション応札締め切り後、本機関が落札電源および約定価格を決定します。
- 落札結果は、応札した事業者への通知および公表が行われます。
- 落札された電源等を提供する事業者は、本機関と容量確保契約を締結して頂きます。

【凡例】

■ 本資料での説明対象



※1：安定電源・変動電源を応札する事業者は提出が必要になります。
詳細は「提出様式 補足説明資料」をご参照ください。

第4章 メインオークション メインオークションへの応札

容量市場概要

募集概要

参加登録

メインオークション

契約の履行

容量抛出价

その他

40

- メインオークションはブラインド・シングルプライスオークション方式により実施します。
- メインオークションへ応札する際は、応札容量(kW)および応札価格(円/kW)を登録してください。なお、本応札をもって、容量確保契約の申込みをしたものとみなします。
- メインオークションへ応札しなかった電源等(本オークションにおける期待容量の登録時点で供給力として確定していない等やむを得ないものは除く)は、2024年度を実需給年度とする追加オークションが実施される場合、当該オークションへは参加できません。

応札ルール

項目	ルール
応札の登録単位	・1計量単位、1リスト単位の応札
応札容量	・1kW刻みで応札 ・応札できる最大容量は登録された期待容量 ・応札できる最小容量は1,000kW
応札価格	・1円刻みで応札 ・応札できる最低価格は0円/kW
応札の変更・取消	・応札受付期間中は何度でも可能 ・受付期間終了後の変更・取消は不可

第4章 メインオークション 落札電源および約定価格の決定方法

容量市場概要

募集概要

参加登録

メインオークション

契約の履行

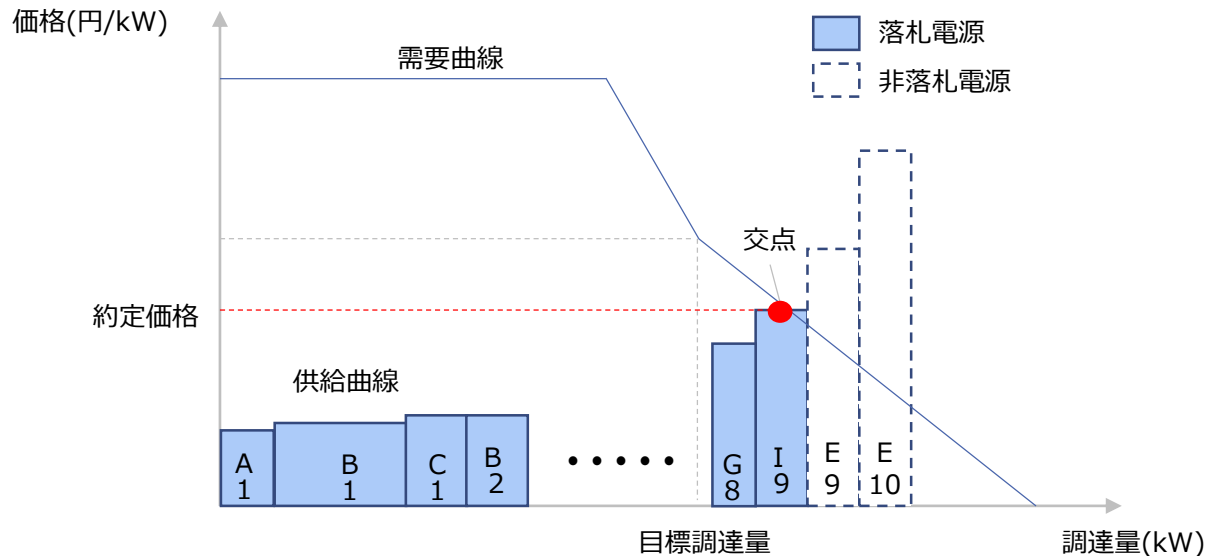
容量拠出金

その他

41

- 応札受付期間終了後、落札電源と約定価格を決定します。
 - 応札価格が低い順に、全ての電源等区分※の応札情報を並べ、供給曲線を作成します。
※発動指令電源については、調達上限容量（別途公表）を設定します。
 - 全国の需要曲線と全国の供給曲線の交点となる応札情報の応札価格を約定価格とします。※1
 - 約定価格以下で応札している電源等を落札電源とします。なお、応札容量が部分的に落札されることはありません。
- 約定価格は、原則として落札された電源のうち最も高い応札価格とし、応札価格が単一の約定価格となるシングルプライス方式で決定されます。ただし、市場競争が限定的となっているおそれがあるエリアについてはマルチプライス方式が一部適用されます。※2

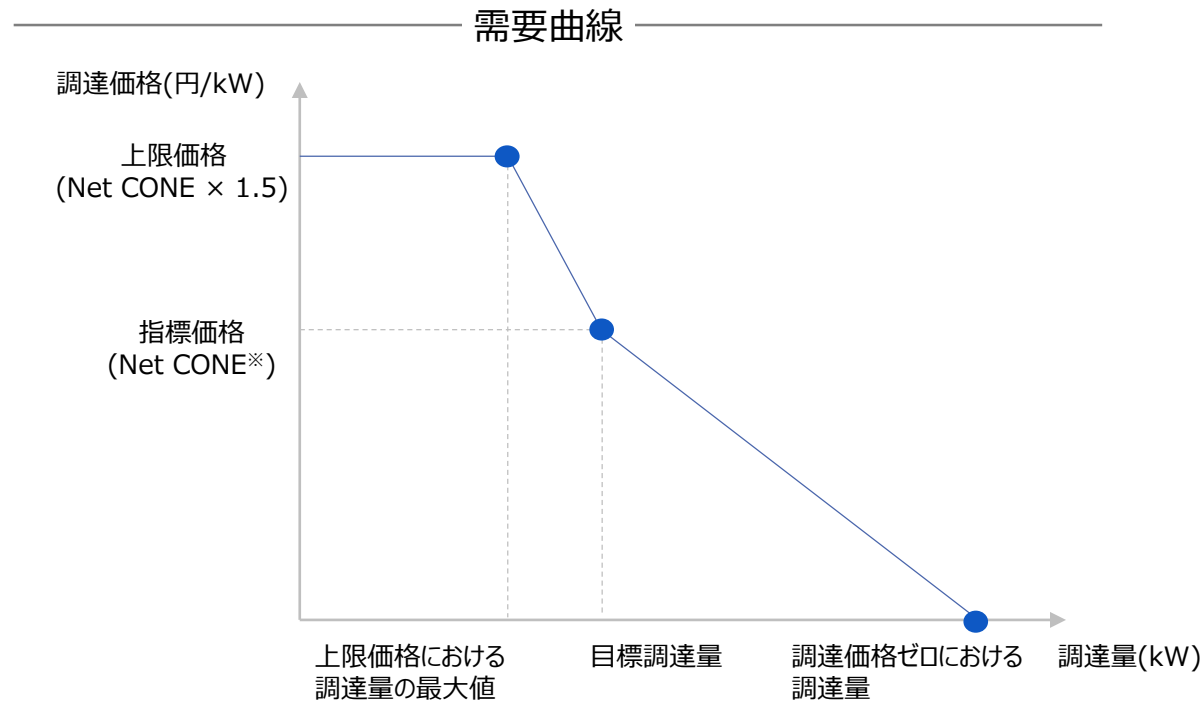
シングルプライス方式における落札電源および約定価格の決定方法
(価格が低い順に並べた後のイメージ)



- ※1: 需要曲線と電源等が交差しない場合は、応札価格が最も高い電源等の応札価格以下で応札されている電源等を落札電源とします。
また需要曲線と交差する電源等が複数存在する場合は、それらのうち最も低い応札価格以下で応札されている電源等を落札電源とします。
- ※2: 入札された電源が全て落札されたエリア、または落札しなかった電源に応じた事業者が一者の独占状態となっているエリアにおいては、適正な価格で入札されなかったり、コストが非常に高い電源も含めほぼ全ての電源が約定する可能性が考えられます。それに伴いエリアプライスがコストの非常に高い電源に連動して高くなると見込まれることから、マルチプライス方式が一部適用されます。

(参考)需要曲線

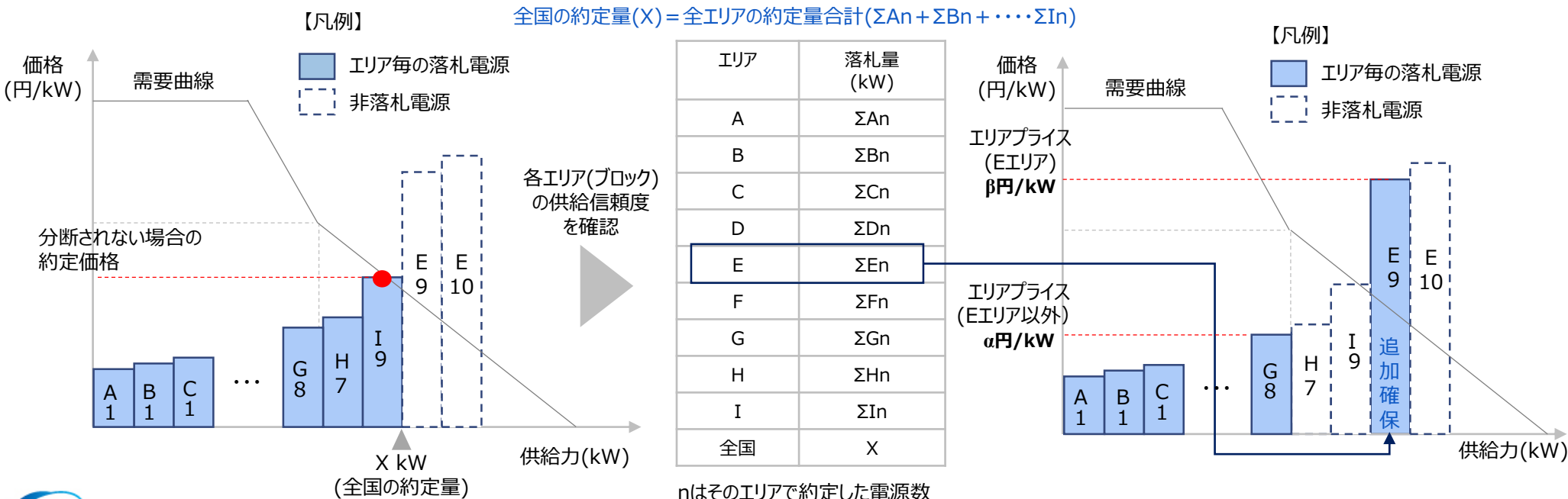
- 本機関が有識者や関係事業者等の意見を取りまとめて需要曲線原案を作成した後、国が関連する審議会等で原案を審議し、その意見を踏まえ本機関が需要曲線を決定します。
- 決定した需要曲線は、2020年6月24日までに公表する予定です。
- メインオークションの調達量は、需要曲線で設定した目標調達量から、FIT電源および電源入札制度を活用した電源の期待容量の合計を差し引いて算定します。



落札電源および約定価格の決定方法(市場が分断される場合)

- 供給信頼度※¹の基準に対して、他エリアの余力を連系線容量の限界まで考慮しても供給力を満たせないとシミュレーションによって判断される場合、各エリア(ブロック※²)の供給信頼度を経済的に確保するために、市場が分断されることがあります。
- 市場が分断される場合の落札電源は、供給信頼度基準に対して供給力が不足しているエリア(ブロック)では供給信頼度が満たされるまで、そのエリア(ブロック)の落札しなかった応札価格の低い電源から順に追加確保するという約定処理の補正を行います。また、供給信頼度基準に対して供給力が過剰となるエリア(ブロック)では、当該エリアにおける供給信頼度基準を下回らない範囲で、応札価格が高い順に落札された電源等を減じます。
- 市場が分断される場合、エリアによって約定価格が異なります。電源等を追加したエリアにおいては、最後に追加した電源等の応札価格が分断されたエリアの約定価格(「エリアプライス」)となります。

市場が分断される時の約定プロセス(Eエリアで供給信頼度基準に対して供給力が不足する場合)



第4章 メインオークション

容量確保契約の締結：契約内容

容量市場概要

募集概要

参加登録

メインオークション

契約の履行

容量拠出金

その他

44

- 電源を落札した事業者は容量確保契約締結のための手続期間内※1に本機関との間で容量確保契約を締結して頂きます。※2
 - 電源を落札後、容量確保契約を締結しない場合等には参入ペナルティが科される場合があります。
- 容量確保契約に基づき本機関から容量提供事業者に対して支払われる予定の金額を容量確保契約金額と言い、以下の式を用いて算定します。

$$\text{容量確保契約金額(円)} = \text{約定価格(円/kW)} \times \text{容量確保契約容量(kW)} \times \text{経過措置係数(％)}^{\ast 3} - \text{調整不調電源に科される経済的ペナルティ(円)}^{\ast 4}$$

容量確保契約イメージ

容量確保契約書

（容量提供事業者名）（以下「甲」という。）と電力広域的運営推進機関（以下「乙」という。）は、メインオークション募集要綱（2020 年〇月〇日実施）および容量確保契約約款（以下「契約約款」という。）に基づき、下記のとおり容量確保契約（以下「本契約」という。）を締結する。

なお、本契約書に定めのない事項については、契約約款によるものとする。

記、

容量提供事業者名	〇〇会社
契約単位	容量市場システムに記載のとおり。
容量確保契約容量	容量市場システムに記載のとおり。
容量確保契約金額	契約約款に記載のとおり。（※文章補正中）。
実締結年度	20xx年度
契約期間	契約締結時から20xx年x月まで
電源の内訳	容量市場システムに記載のとおり。

以上を証するため、本契約の各当事者は下記の日付において、本書を2部作成し、記名、押印のうえ、甲及び乙が各1部保有する。

20xx年〇月〇日、

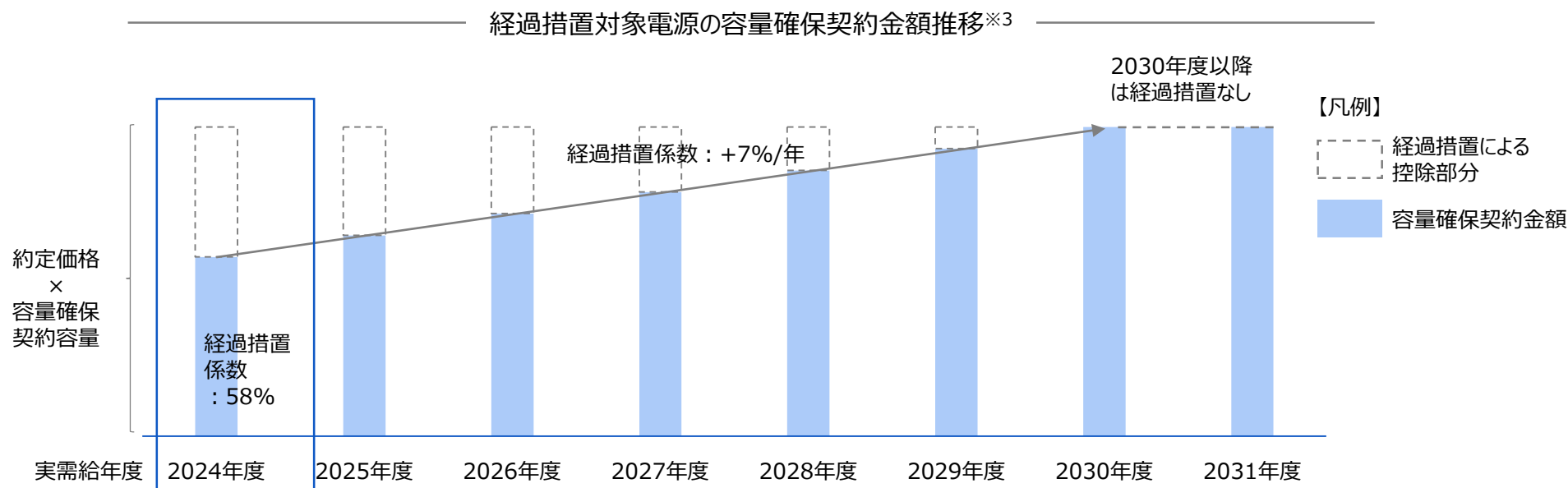
甲： 〇〇会社 代表取締役 〇〇 〇〇

乙： 東京電力エスエヌエス株式会社 電力広域的運営推進機関 理事長 金本 良嗣

- ※1：本資料の「第2章 募集概要メインオークションの全体スケジュール(参加登録～契約締結)」を参照してください。
- ※2：契約の変更・解約に関しては「参考資料」をご覧ください。
- ※3：本資料の「第4章 メインオークション 容量確保契約の締結：経過措置とは」を参照してください。
- ※4：本資料の「第5章契約の履行 リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ(① 容量停止計画の調整)」を参照してください。

容量確保契約の締結：経過措置とは

- 2010年度末までに建設された安定電源および変動電源(単独)について経過措置を講じます。容量確保契約金額の算定にあたり経過措置係数を乗じることで、一定期間容量市場から容量提供事業者への交付額を減額します。
 - 2011年度以降に、経過措置対象電源が増出力した場合、増出力分についても経過措置対象とします。ただし、2011年度以降にリプレイスされた電源※¹は2010年度末までに建設された電源であっても、経過措置対象外となる場合があります。
- 1 応札単位に経過措置対象電源と経過措置対象外電源が混在する場合には、経過措置対象電源の設備容量の比率に応じた経過措置係数を加重平均し、容量確保契約金額を算定します。
- 2024年度実需給分の経過措置対象電源の経過措置係数※²は58%とします。その後、段階的に増加し2030年度分以降は100%とします。



※¹：同一構内において同時期に発電機の主要な電気設備のすべてを更新し、本機関が認めた場合に限り、該当の電源をリプレイスされた電源とみなします。

※²：経過措置対象電源以外の電源は経過措置係数を100%とします。

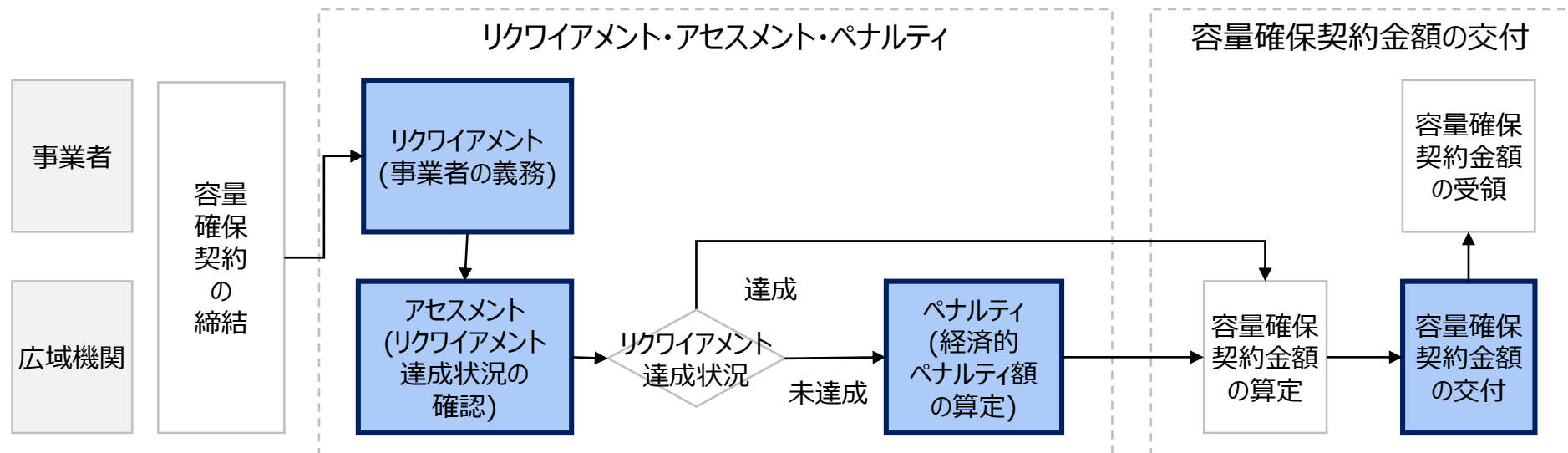
※³：約定価格および容量確保契約容量は毎年同一である前提で作図しています。

第5章 契約の履行

- ・契約の履行の概要
- ・リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの全体像
- ・リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ（個別）
- ・供給力の提供ができなくなった場合の扱い
- ・容量確保契約金額の交付

- 容量提供事業者は容量確保契約で定められた義務としてリクワイアメントを達成して頂きます。
- 本機関は、リクワイアメントの達成状況をアセスメント(評価)し、達成状況に応じて容量提供事業者に容量確保契約金額を交付します。
- リクワイアメント未達成の場合、経済的ペナルティとして、本機関が容量提供事業者へ交付する容量確保契約金額の減額や違約金の請求を行います。

【凡例】 本資料での説明対象



第5章 契約の履行

リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの全体像

- 容量を提供する電源区分ごとに定められるリクワイアメントを達成し、容量確保契約で定められた供給力を提供してください。
- 電源区分、実需給期間の開始前後や需給状況によって達成しなければならないリクワイアメントが異なります。
- リクワイアメント毎にアセスメントおよびリクワイアメント未達成時のペナルティが存在します。

電源区分毎のリクワイアメント

電源区分	リクワイアメント		実需給前	実需給中	
				平常時	需給逼迫のおそれ
安定電源	① 計画停止調整	・容量停止計画の調整に応じること	✓		
	② 余力活用に関する契約の締結	・調整機能「有」と登録した電源のみ、一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結すること	✓		
	③ 計画停止	・維持・運営等のために必要な一定の期間を超えて、電源の停止および出力低下しないこと		✓	✓
	④ 市場応札	・発電余力を卸電力取引市場等に応札すること		✓	✓
	⑤ 供給指示への対応	・一般送配電事業者からの電気の供給指示があった場合、適切に対応すること			✓
変動電源 (単独)	⑥ 計画停止調整	・容量停止計画の調整に応じること	✓		
	⑦ 計画停止	・維持・運営等のために必要な一定の期間を超えて、電源の停止および出力低下しないこと		✓	✓
変動電源 (アグリゲート)	⑧ 計画停止	・維持・運営等のために必要な一定の期間を超えて、電源の停止および出力低下しないこと		✓	✓
発動指令 電源	⑨ 実効性テスト	・実効性テストにおいて容量確保契約容量以上の供給力を提供すること	✓		
	⑩ 発動指令への対応	・一般送配電事業者からの発動指令があった場合、適切に対応すること			✓※

※発動指令時

リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ(① 計画停止調整)

安定電源

- リクワイアメント：本機関または一般送配電事業者が実需給年度2年前に実施する容量停止計画の調整依頼に応じること※1
- アセスメント：本機関が、調整依頼の結果をとりまとめ、調整ができなかった電源を調整不調電源とします※2
- ペナルティ：電源の調整不調の結果として供給力の不足が生じた場合、調整不調電源に対して経済的ペナルティが科されます※3

【追加設備量を利用する場合※4】

➤ 経済的ペナルティ(円) = 約定価格(円/kW) × 容量確保契約容量(kW) × 経過措置係数 × 0.3% × 調整不調の日数

【供給信頼度確保に影響を与える場合※4】

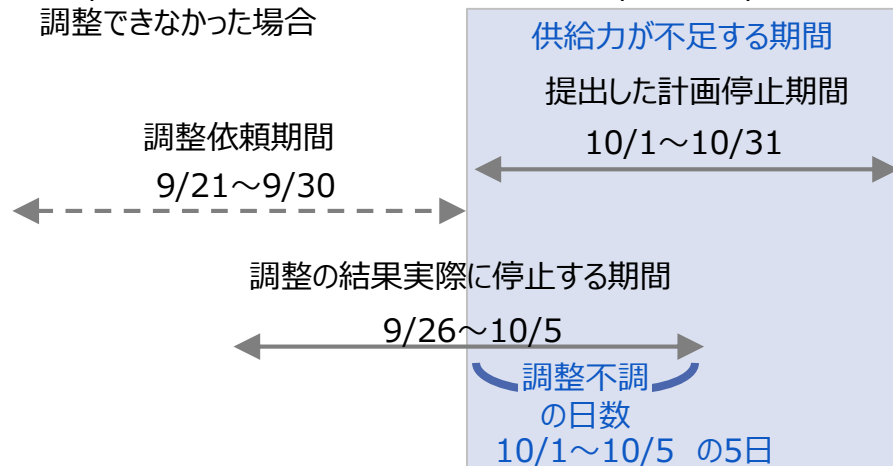
➤ 経済的ペナルティ(円) = 約定価格(円/kW) × 容量確保契約容量(kW) × 経過措置係数 × 0.6% × 調整不調の日数

容量停止計画の調整手順

1	容量停止計画の取りまとめ 本機関は実需給年度の2年前に電源の容量停止計画を取りまとめます。
2	時期の調整依頼 容量停止計画の調整が必要な場合、本機関または一般送配電事業者は、調整が必要な時期に容量停止計画を予定している安定電源提供者に時期の調整を依頼します。
3	調整不調電源の決定 容量停止計画の調整を実施した結果、追加設備量を利用する場合および供給信頼度確保へ影響を与える場合に、容量停止計画の調整に応じられなかった電源を調整不調電源とします。

調整不調の日数の考え方

例：一般送配電事業者が、ある電源に対して容量停止計画の期間を9/21～9/30に調整する依頼をしたが、最終的に9/26～10/5の期間でしか調整できなかった場合



※1：停止調整業務において対象となる容量停止計画は、供計ガイドラインにおける定期補修及び中間補修とします。

※2：容量停止計画の調整ができなかった事由が合理的と認められる場合は、調整不調電源としない場合があります。

※3：実需給年度2年前の容量停止計画の調整以降、容量停止計画を追加・変更した結果、供給信頼度確保に影響を与える場合には、「供給信頼度に影響を与える場合」の1.5倍の経済的ペナルティが科される場合があります。

※4：該当の是非は、調達できた供給力の水準によって判断されます。供給力の水準については別途公表します。

リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ(② 余力活用に関する契約の締結)

安定電源

- リクワイアメント：電源等情報の登録時に調整機能(需給調整市場における商品の要件を満たす機能)を「有」と登録した安定電源について、一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結すること
- アセスメント：一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結したことを証明する書類の写しを提出頂き、余力活用に関する契約の締結を確認できない場合、リクワイアメント未達成とし、経済的ペナルティの対象とします
- ペナルティ：リクワイアメント未達成の場合、市場退出したものとして扱い、経済的ペナルティが科されます(本章「供給力の提供ができなくなった場合等(市場退出)の扱い」に記載の経済的ペナルティが別途科されることはありません)
 - 経済的ペナルティ(円) = 容量確保契約金額(円) × 10%

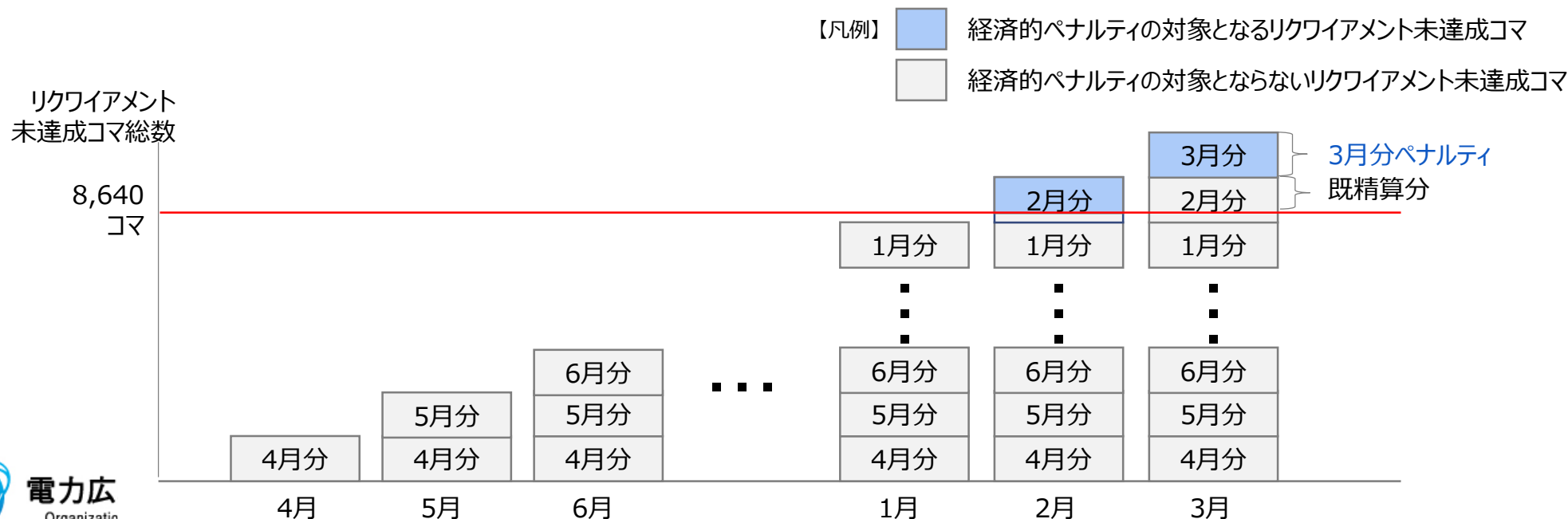
リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ(③ 計画停止)

安定電源

51

- リクワイアメント：電源等の供給力を提供できるように設備の状態を維持すること
 - ただし、電源の維持・運営に必要な作業およびその他要因に伴い電源を停止または出力低下させる計画を提出する場合については、年間8,640コマ(180日相当)を上限に認めることとします
- アセスメント：容量停止計画が提出されている期間において、提供できる供給力の最大値がアセスメント対象容量を下回る場合、リクワイアメント未達成とし、下回るコマをリクワイアメント未達成コマ※とします
- ペナルティ：年間に累積したリクワイアメント未達成コマ数が8,640コマを超過した場合、経済的ペナルティが科されます
 - 経済的ペナルティ(円) = $\frac{\text{容量確保}}{\text{契約金額(円)}} \times \frac{\text{年間8,640コマを超過}}{\text{当月に発生したリクワイアメント未達成コマ数(コマ)}} \times 0.0125(\%/コマ)$

経済的ペナルティの対象となるコマ数のイメージ



※：容量停止計画が計画的に提出されていない場合、リクワイアメント未達成コマに5を乗じる場合があります。

リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ(④ 市場応札)

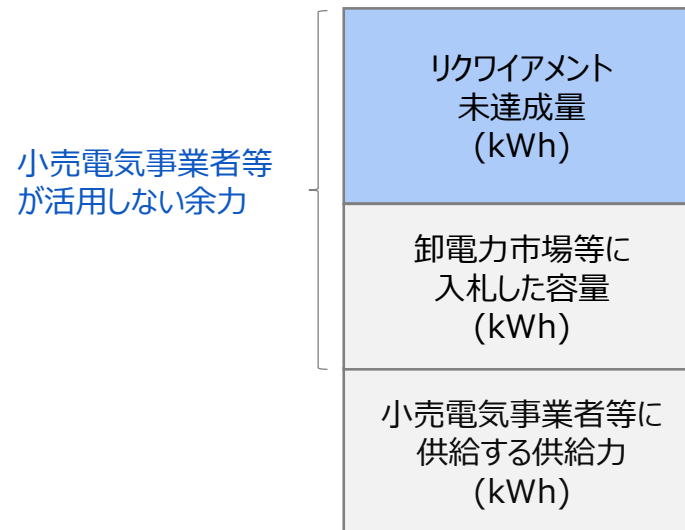
安定電源

52

- リクワイアメント：容量停止計画を提出していないコマにおいて、小売電気事業者等が活用しない余力を卸電力取引所等※1に応札すること
- アセスメント：小売電気事業者等が活用しない余力から卸電力取引所等に入札した容量等を控除した容量をリクワイアメント未達成量とします
- ペナルティ：前日断面以降の需給バランス評価において、需給ひっ迫のおそれがあると判断されたコマに発生したリクワイアメント未達成量について、経済的ペナルティが科されます

$$\text{経済的ペナルティ(円)} = \frac{\text{容量確保契約金額(円)} \times \text{リクワイアメント未達成量(kWh)}}{\text{容量確保契約容量(kW)} \times \text{1年間で需給ひっ迫のおそれがあると想定される時間(h)}^{\ast 2}}$$

—— リクワイアメント未達成量の考え方 ——



リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ(⑤ 供給指示への対応)

安定電源

53

- リクワイアメント：前日断面以降の需給バランス評価において需給ひっ迫のおそれがあると判断された場合、一般送配電事業者からの電気の供給指示に応じて、ゲートクローズ以降の余力を供給力として提供すること※1
- アセスメント：一般送配電事業者からの指示に応じて電力を提供していないと本機関が判断した場合、リクワイアメント未達成とし、
ゲートクローズ以降の余力の全量をリクワイアメント未達成交量とします
- ペナルティ：リクワイアメント未達成交量について、経済的ペナルティが科されます
$$\text{経済的ペナルティ(円)} = \frac{\text{容量確保契約金額(円)} \times \text{リクワイアメント未達成交量(kWh)}}{\text{容量確保契約容量(kW)} \times 1\text{年間で需給ひっ迫のおそれがあると想定される時間(h)} \times 2}$$

※1：一般送配電事業者との間で給電申合書等が締結されていない場合、一般送配電事業者が直接的に出力を制御できる電源の場合及びその他、やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合はこの限りではありません。

※2：具体的な数字は別途公表します。第42回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会では「30時間」と整理されました。

リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ(⑥ 計画停止調整)

変動電源(単独)

- リクワイアメント：本機関または一般送配電事業者が実需給年度2年前に実施する容量停止計画の調整依頼に応じること※1
- アセスメント：本機関が、調整依頼の結果をとりまとめ、調整ができなかった電源を調整不調電源とします※2
- ペナルティ：電源の調整不調の結果として供給力の不足が生じた場合、調整不調電源に対して経済的ペナルティが科されます※3

【追加設備量を利用する場合※4】

➤ 経済的ペナルティ(円) = 約定価格(円/kW) × 容量確保契約容量(kW) × 経過措置係数 × 0.3% × 調整不調の日数

【供給信頼度確保に影響を与える場合※4】

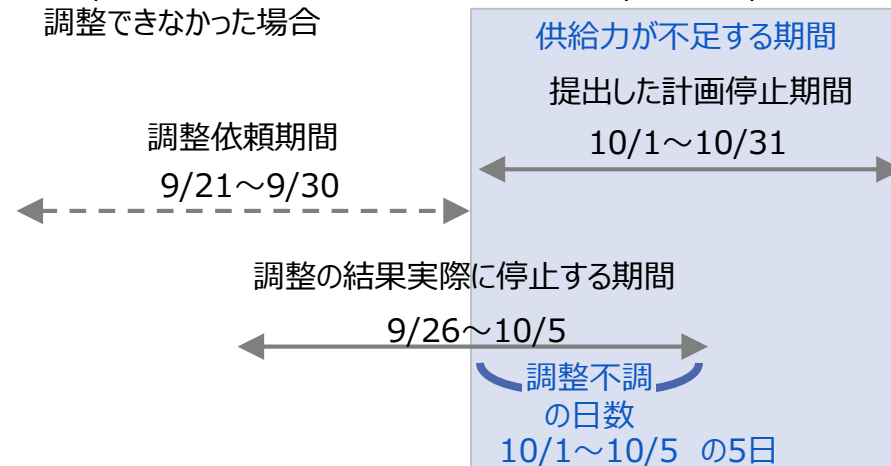
➤ 経済的ペナルティ(円) = 約定価格(円/kW) × 容量確保契約容量(kW) × 経過措置係数 × 0.6% × 調整不調の日数

容量停止計画の調整手順

1	容量停止計画の取りまとめ 本機関は実需給年度の2年前に電源の容量停止計画を取りまとめます。
2	時期の調整依頼 容量停止計画の調整が必要な場合、本機関または一般送配電事業者は、調整が必要な時期に容量停止計画を予定している安定電源提供者に時期の調整を依頼します。
3	調整不調電源の決定 容量停止計画の調整を実施した結果、追加設備量を利用する場合および供給信頼度確保へ影響を与える場合に、容量停止計画の調整に応じられなかった電源を調整不調電源とします。

調整不調の日数の考え方

例：一般送配電事業者が、ある電源に対して容量停止計画の期間を9/21～9/30に調整する依頼をしたが、最終的に9/26～10/5の期間でしか調整できなかった場合



※1：停止調整業務において対象となる容量停止計画は、供計ガイドラインにおける定期補修及び中間補修とします。

※2：容量停止計画の調整ができなかった事由が合理的と認められる場合は、調整不調電源としない場合があります。

※3：実需給年度2年前の容量停止計画の調整以降、容量停止計画を追加・変更した結果、供給信頼度確保に影響を与える場合には、「供給信頼度に影響を与える場合」の1.5倍の経済的ペナルティが科される場合があります。

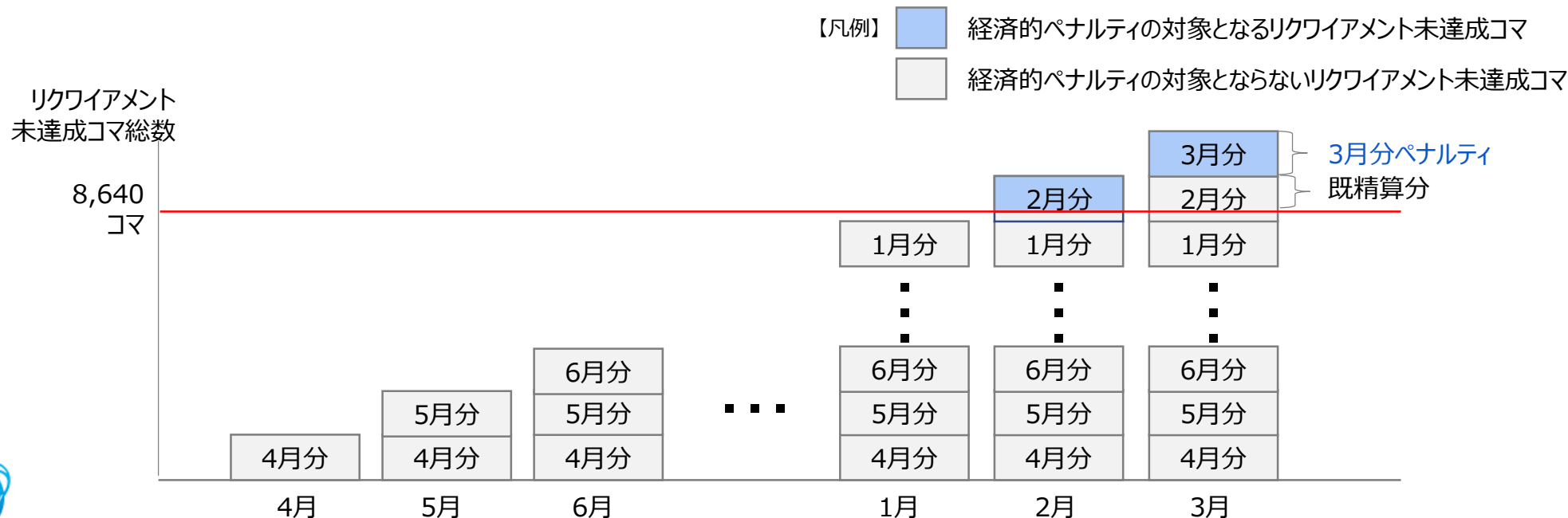
※4：該当の是非は、調達できた供給力の水準によって判断されます。供給力の水準については別途公表します。

リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ(⑦ 計画停止)

変動電源(単独)

- リクワイアメント：電源等の供給力を提供できるように設備の状態を維持すること
 - ただし、電源の維持・運営に必要な作業およびその他要因に伴い電源を停止または出力低下させる計画を提出する場合については、年間8,640コマ(180日相当)を上限に認めることとします
- アセスメント：容量停止計画が提出されている期間において、提供できる供給力の最大値がアセスメント対象容量を下回る場合、リクワイアメント未達成とし、下回るコマをリクワイアメント未達成コマ※とします
- ペナルティ：年間に累積したリクワイアメント未達成コマ数が8,640コマを超過した場合、経済的ペナルティが科されます
 - 経済的ペナルティ(円) = $\frac{\text{容量確保契約金額(円)}}{\text{年間8,640コマを超過して当月に発生したリクワイアメント未達成コマ数(コマ)}} \times 0.0125(\%/コマ)$

経済的ペナルティの対象となるコマ数のイメージ



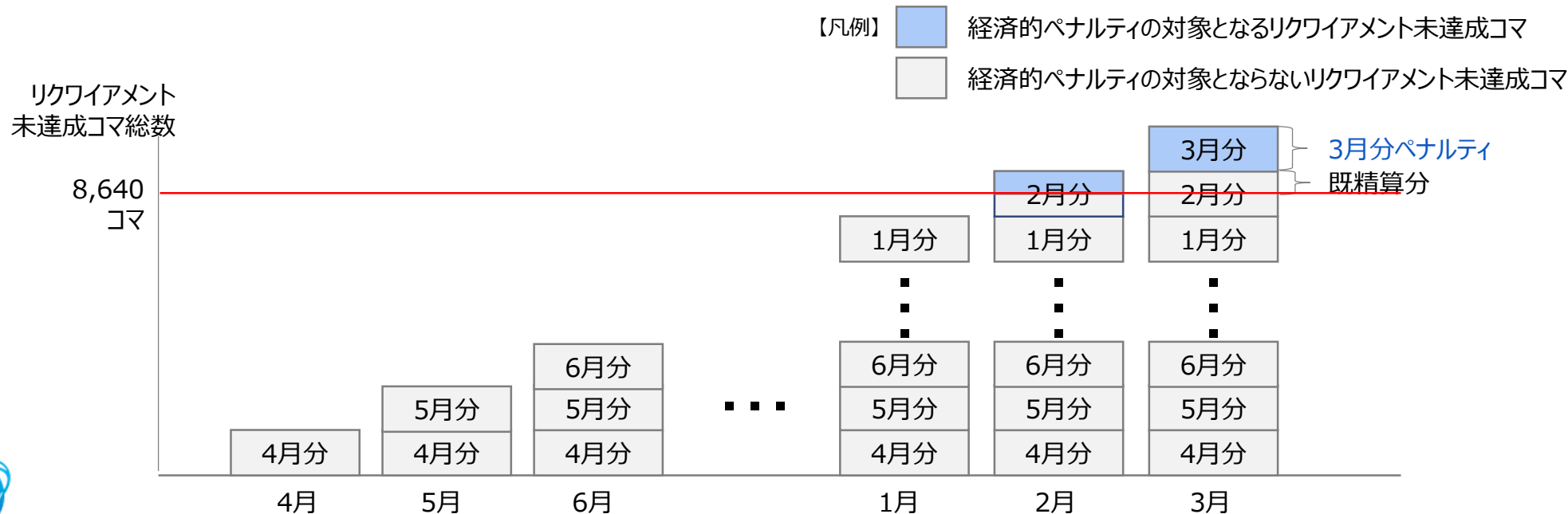
※：容量停止計画が計画的に提出されていない場合、リクワイアメント未達成コマに5を乗じる場合があります。

リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ(⑧ 計画停止)

変動電源(アグリゲート)

- リクワイアメント：電源等の供給力を提供できるように設備の状態を維持すること
 - ただし、電源の維持・運営に必要な作業およびその他要因に伴い電源が停止または出力低下する場合については、8,640コマ(180日)を上限に認めることとします
- アセスメント：変動電源提供者が容量確保契約容量に相当する供給力を提供していないと判断したコマをリクワイアメント未達成コマ※とします
- ペナルティ：年間に累積したリクワイアメント未達成コマ数が8,640コマを超過した場合、経済的ペナルティが科されます
 - 経済的ペナルティ(円) = $\frac{\text{容量確保契約金額(円)}}{\text{年間8,640コマを超過する月に発生したリクワイアメント未達成コマ数(コマ)}} \times 0.0125(\%/コマ)$

経済的ペナルティの対象となるコマ数のイメージ



※：需給ひっ迫のおそれがあると判断された場合、リクワイアメント未達成コマに5を乗じる場合があります。

リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ(⑨ 実効性テスト)

発動指令電源

- リクワイアメント：実需給年度の2年前の夏季(7～9月)または冬季(12～2月)に実効性テストを受け、容量確保契約容量以上の供給力を提供できることを確認すること※¹
また、本機関が指定する受付期間内に電源等リスト※²を提出し、オンライン機能(簡易指令システムを含む)を具備する必要があります
 - 実効性テストは、一般送配電事業者からの発動指令に基づき3時間継続して供給力を提供して頂きます。なお、一般送配電事業者からの発動指令は、供給力の提供を開始する時刻の3時間前までに実施されます
 - 夏季および冬季それぞれ1回に限り、実効性テストの再実施を受けることができます
 - 一般送配電事業者からの発動指令に基づき、2日連続で実効性テストを実施した場合は、1日目、2日目、および2日間の平均値のいずれかを、発動指令電源提供者が選択の上、本機関に提出頂きます
- アセスメント：コマ毎にアセスメントを行い、実効性テスト時の期待容量が容量確保契約容量未満の場合、不足する容量を実効性テスト未達成量※³とします。ただし、以下の場合は容量確保契約容量の全量を実効性テスト未達成量とします
 - 本機関がアセスメントを実施するために必要な情報を提出しなかった場合
 - 1電源等リストあたりの実効性テスト結果が1,000kWを下回った場合
- ペナルティ：実効性テスト未達成量に応じて経済的ペナルティが科されます(本章「供給力の提供ができなくなった場合等(市場退出)の扱い」に記載の経済的ペナルティが別途科されることはありません)
 - 経済的ペナルティ(円) = 約定価格(円/kW) × 5% × 実効性テスト未達成量(kW)

※¹：実需給年度の前々年度に一般送配電事業者の発動指令に基づく発動実績が存在する場合は、実効性テストを省略できます。

※²：電源等リストの提出時の登録項目・必要書類等の詳細については「参考資料」をご覧ください。

※³：実効性テスト未達成量が発生した場合、実効性テスト未達成量相当が市場退出したものとします。

リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ(⑩ 発動指令への対応)

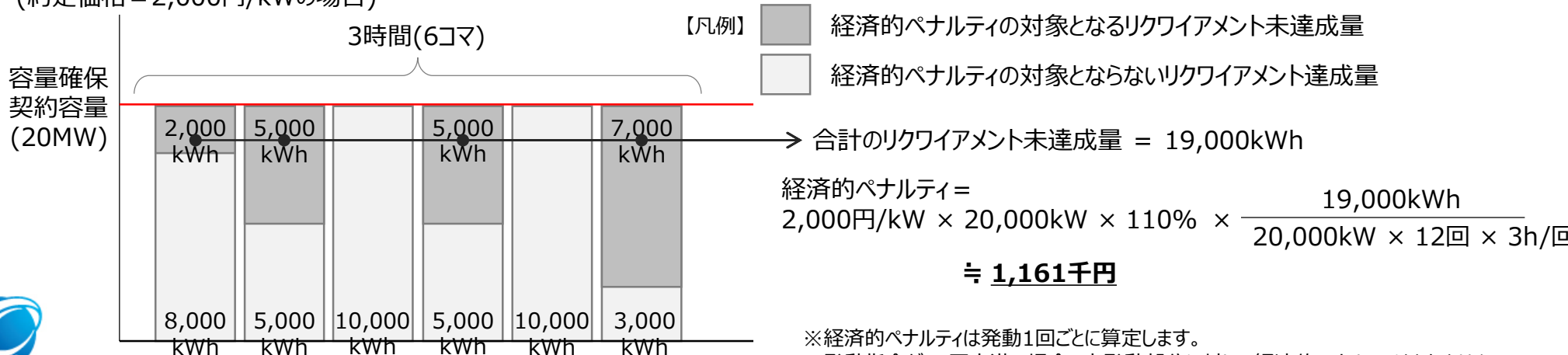
発動指令電源

- リクワイアメント：一般送配電事業者からの発動指令に応じて、容量確保契約容量以上の供給力を年間で最大12回かつ1回の発動につき3時間継続して提供すること
 - 発動指令への応動は1日1回を限度とします
 - 発動指令が発令された場合は、相対契約に基づく小売電気事業者への供給や卸電力市場等への応札を通じて適切に供給力を提供することとします
 - 上記リクワイアメントに関わらず、一般送配電事業者が発動指令を行い供給力の提供を依頼する場合があります（ペナルティの対象外）
- アセスメント：発動指令に応じ提供した供給力が容量確保契約容量に対して不足した場合、不足した容量をリクワイアメント未達成量とします
- ペナルティ：リクワイアメント未達成量に対して、経済的ペナルティが科されます

$$\text{経済的ペナルティ金額(円)} = \text{約定価格(円/kW)} \times \text{容量確保契約容量(kW)} \times 110\% \times \frac{\text{リクワイアメント未達成量(kWh)}}{\text{容量確保契約容量(kW)} \times 12\text{回} \times 3\text{h/回}}$$

発動指令1回あたりの経済的ペナルティの算定方法

(約定価格 = 2,000円/kWの場合)



※経済的ペナルティは発動1回ごとに算定します。
 ※発動指令が12回未満の場合、未発動部分に対して経済的ペナルティはありません。

供給力の提供ができなくなった場合等（市場退出）の扱い

- 予定していた供給力の提供ができなくなった等により容量確保契約容量を減少する必要がある場合、容量確保契約の変更あるいは解約が必要となり、これを市場退出と呼びます※1。
- 容量提供事業者が市場退出する場合、退出容量に応じて当該容量提供事業者に対して経済的ペナルティが科されます※2。退出日が変更・解約の確認期間※3の終了日を起点としてその前後で経済的ペナルティの金額が異なります。

【変更・解約の確認期間の終了日まで】

$$\text{経済的ペナルティ(円)} = \text{容量確保契約金額(円)} \times 5\% \times \frac{\text{退出容量(kW)}}{\text{容量確保契約容量(kW)}}$$

【変更・解約の確認期間の終了日の翌日以降】

$$\text{経済的ペナルティ(円)} = \text{容量確保契約金額(円)} \times 10\% \times \frac{\text{退出容量(kW)}}{\text{容量確保契約容量(kW)}}$$

経済的ペナルティ金額の算定方法

2020年10月(予定)
容量確保契約の成立時

2023年3月 (予定)
変更・解約の確認期間の終了日

2024年4月
実需給年度開始日

2025年3月
実需給年度終了日

【経済的ペナルティ金額】

$$\text{容量確保契約金額} \times \frac{\text{退出容量}}{\text{容量確保契約容量}} \times 5\%$$

【経済的ペナルティ金額】

$$\text{容量確保契約金額} \times \frac{\text{退出容量}}{\text{容量確保契約容量}} \times 10\%$$

第5章 契約の履行

容量確保契約金額の交付(発電事業者等向け)

容量市場概要

募集概要

参加登録

メインアクション

契約の履行

容量拠出金

その他

60

- 交付する金額の総額を12等分した金額を毎月交付します。
- 交付する金額は、振込手数料を差し引いて事業者情報にて登録した銀行口座に振込みます。

【経済的ペナルティが科せられた場合】

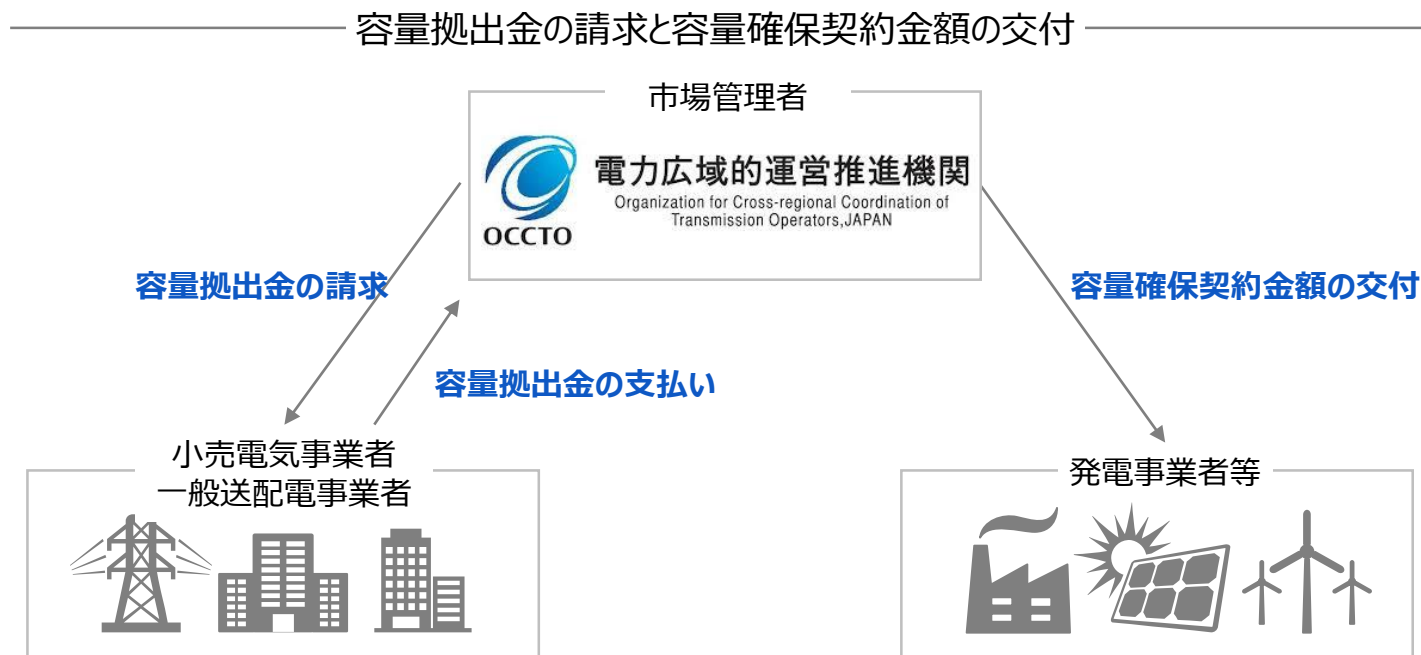
- 容量確保契約金額から経済的ペナルティ額を差し引いた金額を交付します。
- 経済的ペナルティ額が容量確保契約金額より大きい場合、その差額を経済的ペナルティとして徴収します。(振込手数料は、容量提供事業者にご負担頂きます。)

第6章 容量拠出金 (小売電気事業者および一般送配電事業者向け)

- ・容量拠出金の全体像
- ・容量拠出金の請求・支払い
- ・請求額の算定方法

第6章 容量拠出金 容量拠出金の全体像

- 容量拠出金とは、容量市場において供給力を確保するために、本機関の定款に基づき、小売電気事業者および一般送配電事業者に拠出いただくものです。2024年度以降に本機関の会員である一般送配電事業者および小売電気事業者は容量拠出金を本機関に支払って頂きます。
- 容量拠出金を原資として、供給力を提供する容量提供事業者に対して本機関が容量確保契約金額を交付します。



(参考)小売電気事業者と容量拠出金の関係

- 電気事業法上、小売電気事業者は、供給電力量(kWh)の確保のみならず、中長期的に供給能力(kW)を確保する義務があります。
- 容量市場の創設後は、国全体で必要な供給力(kW価値)を、市場管理者である広域機関が容量市場を通じて一括確保をすることとなり、広域機関は、定款で規定された「容量拠出金」として、小売電気事業者等からその費用を徴収します。
- よって、小売電気事業者にとって容量市場は、電気事業法上の供給能力確保義務を達成するための手段と位置づけられます。

(電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会 中間とりまとめ(平成30年7月)より抜粋)

電気事業法

(供給能力の確保)

第二条の十二 小売電気事業者は、正当な理由がある場合を除き、その小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保しなければならない。

2 経済産業大臣は、小売電気事業者がその小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保していないため、電気の使用者の利益を阻害し、又は阻害するおそれがあると認めるときは、小売電気事業者に対し、当該電気の需要に応ずるために必要な供給能力の確保その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

電力広域的運営推進機関 定款

(容量拠出金)

第55条の2 本機関は、一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量市場における供給力の確保に係る拠出金（以下「容量拠出金」という。）を求めることができる。

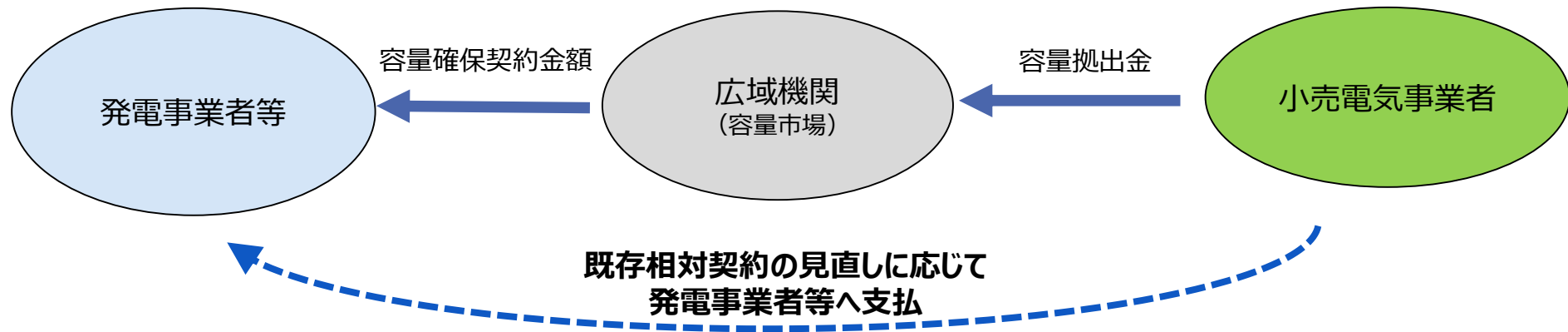
2 本機関は、一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の額を算出するために必要な情報を求めることができる。

3 一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、前項に基づく本機関の求めに応じ、必要な情報を提出しなければならない。

(参考)既存の相対契約について

- 容量拠出金は、相対契約の有無等に関わらず、全ての小売電気事業者が支払います。
 - ✓ 相対契約を締結している小売電気事業者は相対契約による支出に加えて、容量市場への支出が追加的に発生します。
 - ✓ 発電事業者等は相対契約による収入に加えて、容量市場で落札すれば、収入を追加的に得ることができることとなります。
- 既存の相対契約については、容量市場の趣旨を踏まえ、容量確保契約の締結や実需給期間までに、適切に見直される必要があると考えられます。
- なお、契約見直しを行う際の考え方は、経済産業省の審議会で示されている既存契約の見直し指針をご参考にしてください。

【相対契約を締結している場合の金銭の流れ】



総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会 第二次中間とりまとめ より

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/20190724_01.pdf

- 容量拋出金は2024年より本機関が月ごとに小売電気事業者および一般送配電事業者に対して請求し、同月末までに本機関宛に振り込んで頂きます。(振込手数料はご負担頂きます)

【月次精算】

- 小売電気事業者の倒産等により容量拋出金の未収金※が発生した場合、月単位で精算を行い、以降の容量拋出金の請求時に未収金額を上乗せして容量拋出金を請求します。

【年次精算】

- 年次精算の結果、発電事業者等が支払う経済的ペナルティの総額が未収金額の総額を上回った場合、経済的ペナルティ額を小売電気事業者に還元します。一方、未収金額が経済的ペナルティ額を上回った場合、小売電気事業者から容量拋出金を追加請求します。

第6章 容量抛出品 請求額の算定方法

容量市場概要

募集概要

参加登録

メインオークション

契約の履行

容量抛出品

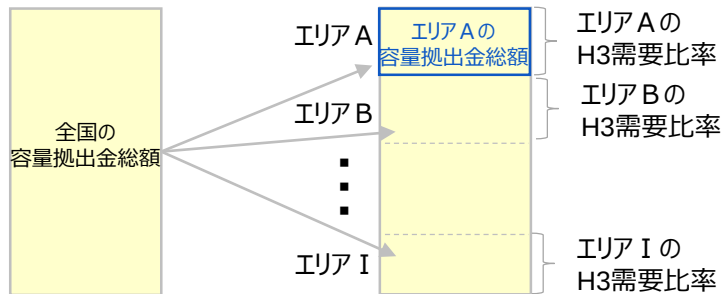
その他

67

- 市場が分断されない場合※¹における容量抛出品の請求額は、以下の手順で算定します。

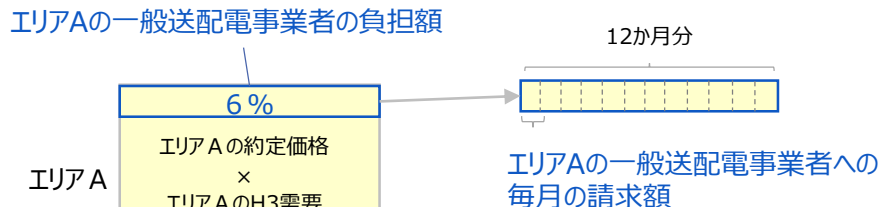
①エリア別の容量抛出品総額の算定

全国の容量抛出品の総額をエリア別のH3需要比率※²に応じて、各エリアに配分する。



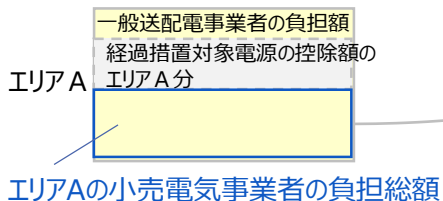
②一般送配電事業者の負担額と請求額の算定

エリアの約定価格×エリアのH3需要に6%を乗じること、エリア毎の一般送配電事業者の容量抛出品の負担額および毎月の請求額を算定する。



③小売電気事業者の負担総額の算定

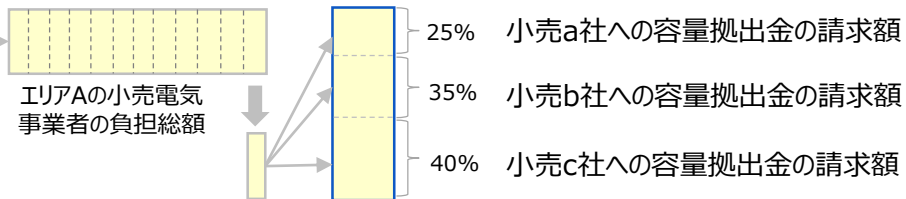
当該エリアの容量抛出品の総額から一般送配電事業者の負担額と経過措置対象電源の控除額を減算することで、エリア毎の小売電気事業者の負担総額を算定する。



④各小売電気事業者への請求額の算定

エリア毎の小売電気事業者の容量抛出品の負担総額を12等分し、小売各社の配分比率(実需給年の毎月のシェア変動を加味したもの)に応じて毎月の請求額を算定する。

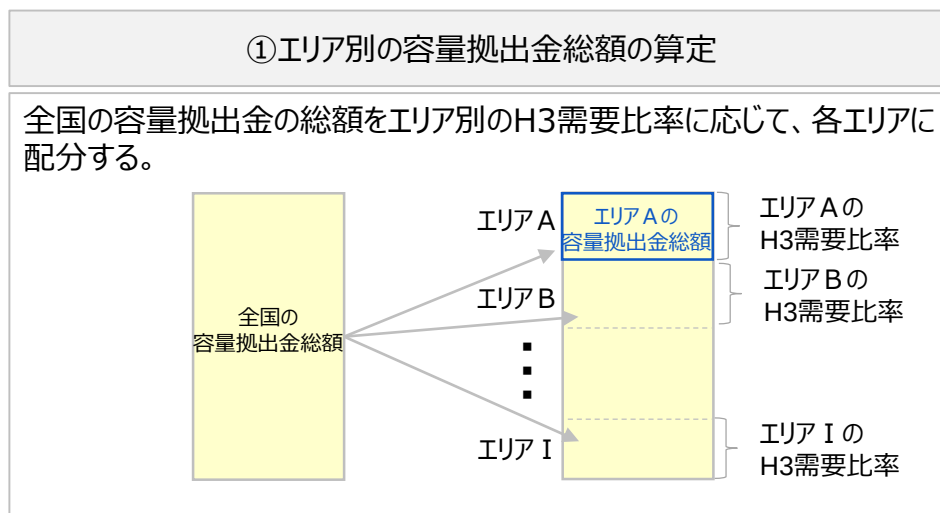
エリアAに小売電気事業者がa・b・cの3社が存在し、小売各社の配分比率を25%、35%、40%とした場合



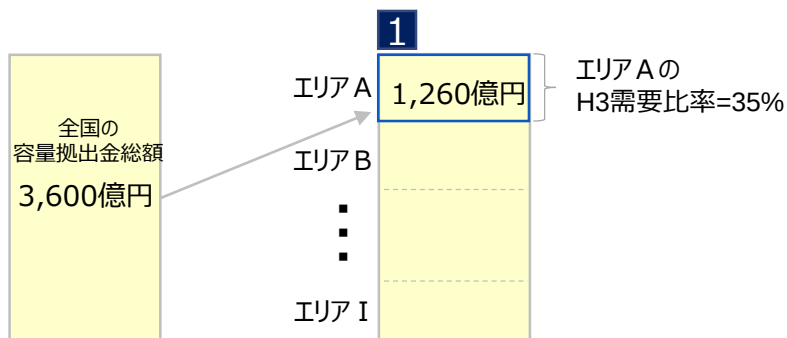
(試算例) ①エリア別の容量拠出金総額の算定

➤ エリア別の容量拠出金総額 = 全国の容量拠出金の総額※ × 当該エリアのH3需要比率

※全国の容量拠出金の総額 = 全国の約定量 × 約定価格



試算イメージ



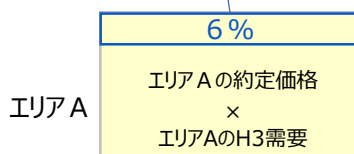
1 エリアAの容量拠出金の総額
 $3,600\text{億円} \times 35\% = 1,260\text{億円}$

➤ エリア別の一般送配電事業者の負担総額 = エリアの約定価格 × エリアのH3需要 × 6%

②一般送配電事業者の負担額と請求額の算定

エリアの約定価格×エリアのH3需要に6%を乗じることで、エリア毎の一般送配電事業者の容量拠出金の負担額および毎月の請求額を算定する。

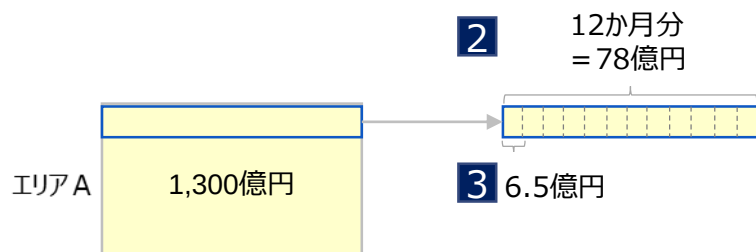
エリアAの一般送配電事業者の負担額



12か月分

エリアAの一般送配電事業者への
毎月の請求額

試算イメージ



2 エリアAの一般送配電事業者の負担総額
 $1,300\text{億円} \times 6\% = 78\text{億円}$

3 エリアAの一般送配電事業者への毎月の請求額
 $78\text{億円} \div 12 = 6.5\text{億円}$

第6章 容量抛出台金 (試算例) ③小売電気事業者の負担総額の算定

容量市場概要

募集概要

参加登録

メインアクション

契約の履行

容量抛出台金

その他

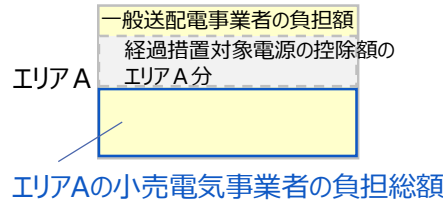
70

➤ エリア別の小売電気事業者の負担総額 = エリア別の ① 容量抛出台金総額 - エリア別の ② 一般送配電事業者の負担総額 - 経過措置対象電源の控除額※

※経過措置対象電源の控除額 = $\Sigma(\text{経過措置対象電源の約定量} \times \text{約定価格}) \times \text{控除率} \times \text{当該エリアのH3需要比率}$

③小売電気事業者の負担総額の算定

当該エリアの容量抛出台金の総額から一般送配電事業者の負担額と経過措置対象電源の控除額を減算することで、エリア毎の小売電気事業者の負担総額を算定する。



試算イメージ

4	78億円
	294億円
5	888億円

4 経過措置対象電源の控除額のエリアA分
($\Sigma(\text{全国の経過措置対象電源の約定量} \times \text{約定価格}) = 2,000 \text{億円}$ であったと仮定)
 $2,000 \text{億円} \times 42\% (*) \times 35\% = 294 \text{億円}$

5 エリアAの小売電気事業者の負担総額(2024年度の場合)
 $1,260 \text{億円} - 78 \text{億円} - 294 \text{億円} = 888 \text{億円}$

(*)2024年度における控除率42%を適用しています

実需給年度	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030～
控除率	42%	35%	28%	21%	14%	7%	0%

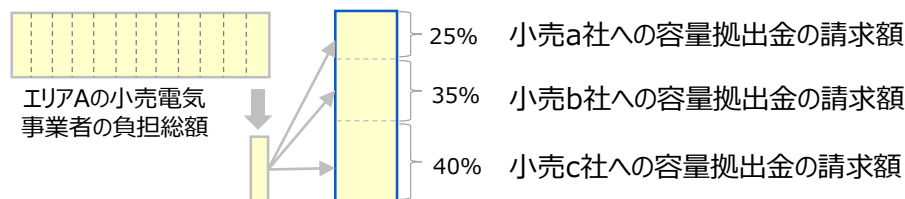
本スライドで使用している試算用の数値(控除率を除く)に根拠はありません。

- 小売各社への毎月の請求額 = (エリア別の小売電気事業者の負担総額 ÷ 12) × 小売各社の毎月の配分比率

④各小売電気事業者への請求額の算定

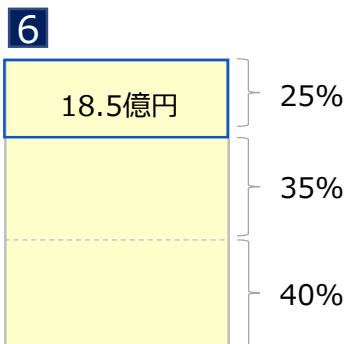
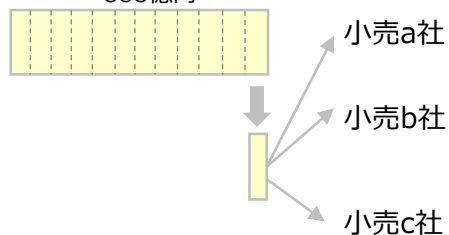
エリア毎の小売電気事業者の容量拋出金の負担総額を12等分し、小売各社の配分比率(実需給年の毎月のシェア変動を加味したもの)に応じて毎月の請求額を算定する。

エリアAに小売電気事業者がa・b・cの3社が存在し、小売各社の配分比率を25%、35%、40%とした場合



試算イメージ

エリアAの小売電気事業者の負担総額
= 888億円



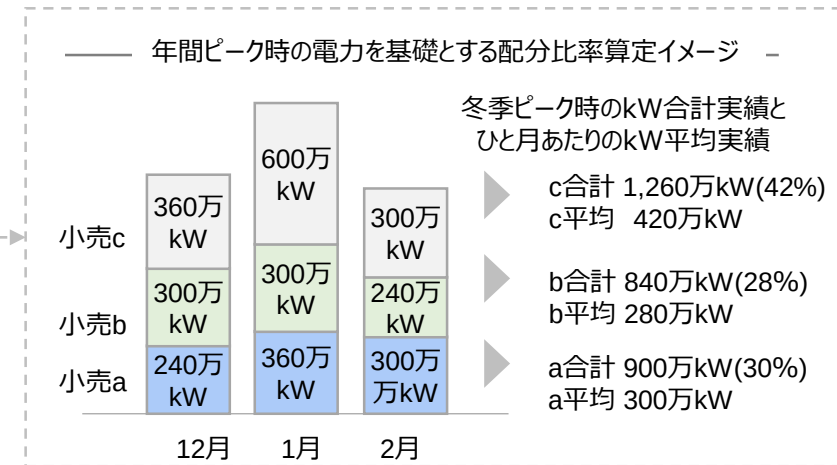
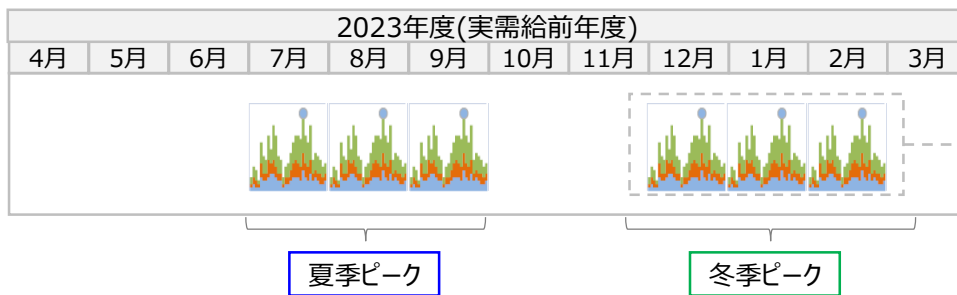
6 エリアAの小売a社へのある月の請求額
(888億円 ÷ 12) × 25% = 18.5億円

(参考) 小売各社の毎月の配分比率・請求額算定について(1/2)

- 小売各社の毎月の配分比率は、前年度の年間(夏季/冬季)のピーク時の電力(kW)を基礎とし、実需給年の各月の小売電気事業者のシェア変動を加味します。当該配分比率に基づき小売各社の毎月の請求額を本機関が決定します。

※ 年間ピークとは「7月～9月/12～2月の各月における最大需要発生時(1時間)における電力使用量を合計したもの(kW)の当該期間における比率」を指し、それぞれ容量拠出金1～6回目/7～12回目の請求額算定の基礎となります。

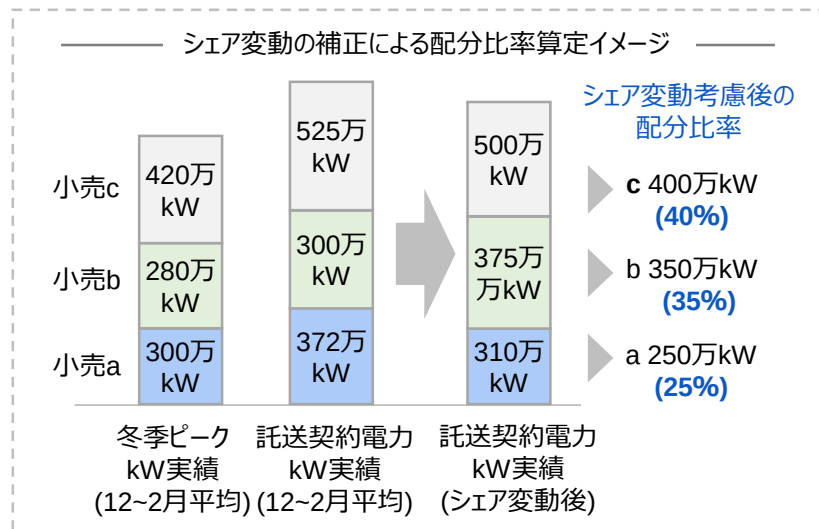
小売電気事業者に対する容量拠出金の配分比率・請求額算定の考え方



(参考) 小売各社の毎月の配分比率・請求額算定について(2/2)

- 「実需給年の各月の小売電気事業者のシェア変動を加味する」とは、実需給年度にシェア変動があった場合、託送契約電力のシェア変動で補正を行うことにより、シェア変動を小売各社への容量拠出金の請求額に反映することを指します。
- シェア変動考慮後の配分比率は以下の式によって算定されます。
 - シェア変動考慮後のkW(推定) = 年間ピーク時のkW実績 $\times$ $\frac{\text{シェア変動後の託送契約電力kW実績}}{\text{年間ピーク時の託送契約電力kW実績}}$
 - シェア変動考慮後の配分比率 = $\frac{\text{シェア変動考慮後のkW}}{\text{当該エリアでのシェア変動考慮後のkWの合計}}$

小売電気事業者に対する容量拠出金の配分比率・請求額算定の考え方



(参考)シェア変動考慮後の配分比率の算定方法

➤ 小売aのシェア変動考慮後のkW
 $300\text{万kW} \times 310\text{万kW} \div 372\text{万kW} = 250\text{万kW}$

➤ 小売aのシェア変動考慮後の配分比率
 $250\text{万kW} \div (250\text{万kW} + 350\text{万kW} + 400\text{万kW}) = 0.25 \rightarrow 25\%$

第7章 その他

- ・発電設備の情報掲示板
- ・今後の説明会等に関するスケジュール
- ・関連資料、問い合わせ先

第7章 その他 発電設備等の情報掲示板

[容量市場概要](#)[募集概要](#)[参加登録](#)[メインオークション](#)[契約の履行](#)[容量拠出金](#)[その他](#)

75

- 容量市場の導入に向けて、事業者の多様な電源調達・販売が可能となる環境整備が重要と考えています。
- 広域機関では、2019年4月から、発電設備等の情報掲示板の提供を行っております。

【情報掲示板の概要】

目的

- ①容量市場の導入による事業環境の変化に対して、事業者が多様な電源調達手段を取り得る環境をつくること
 - ②相対契約のない販売先未定電源等（廃止・休止予定電源を含む）の電源を持つ事業者と相対契約を希望する事業者との間で、発電設備等に関する情報提供を可能とすること
- なお、発電設備の情報掲示板への掲載判断は、事業者の判断で行うものとする。

管理者

掲載情報に関する取り扱いの中立性が求められるため、広域機関が管理者となることとする。
なお、情報掲示板を契機とする交渉・契約等は事業者の責任で行うものとする。

掲載情報

情報掲示板に必須で掲載を求める情報に関しては最小限にとどめ、それ以上の情報については、問合せ時に当事者間で確認することとする。
なお、小売電気事業者からの相対契約の希望等についても情報掲示板に掲載できることとする。
＜項目＞ 売/買区分、事業者名、問い合わせ先、電源所在エリア、掲載期限、その他任意掲載欄

【情報掲示板】

<https://www.occto.or.jp/market-board/index.html>



参加者

発電事業者、小売電気事業者、その他電気供給事業者
また、掲示板利用希望者には広域機関からログインID等を発行する等により、セキュリティ向上や掲示板情報の品質確保を図る。

その他 留意事項

発電設備に関する契約の締結までには、関連ルール（送電制約、環境制約等の諸条件の確認等）等、発電設備の置かれた条件について当事者間での十分な確認が必要である。

今後の説明会等に関するスケジュール

- 容量市場の創設にあたっては、様々な説明の機会を設けて、事業者の皆様のご理解を得ながら進めていきたいと考えております。
- 以下は当面の説明会、パブリックコメントの予定です。
- 事業者の皆様におかれましては、是非ともこれらの説明会にご参加頂きますよう、よろしくお願いいたします。

内容	説明会/パブリックコメント	スケジュール	主な対象
容量市場の募集要綱・容量拠出金等 (オークションの入札方法・容量拠出金について)	制度詳細説明会	2019年10～11月	全事業者
メインオークション募集要綱(2024年度向け)	パブリックコメント	2019年11月20日 ～12月10日	発電事業者等
容量市場業務マニュアル(ガイドライン) 参加登録	パブリックコメント	2020年1～2月頃	発電事業者等
	実務説明会	2020年2～3月頃	発電事業者等
容量市場業務マニュアル(ガイドライン) メインオークション容量確保契約	パブリックコメント	2020年3～4月頃	発電事業者等
	実務説明会	2020年4～5月頃	発電事業者等
容量市場業務マニュアル(ガイドライン) その他の項目	各種	以降、都度	—

各種資料等参照先、お問い合わせ先

＜各種資料等参照先＞

- ・容量市場の在り方等に関する検討会

<https://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/index.html>

- ・容量市場に関するお知らせ等

<https://www.occto.or.jp/market-board/market/index.html>

- ・発電設備等の情報掲示板

<https://www.occto.or.jp/market-board/board/index.html>

- ・総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/index.html

中間とりまとめ（平成30年7月）

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/20180713_01.pdf

第二次中間とりまとめ（令和元年7月）

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/20190724_01.pdf

＜お問い合わせ先＞

- ・容量市場問合せ窓口

mail:youryou_inquiry@occto.or.jp

（@は半角に変更して下さい）

参考資料

- ・発動指令電源の電源等リスト登録時の登録項目
- ・発動指令電源の電源等リスト登録時の提出書類
- ・容量確保契約の変更・解約
- ・容量拋出金 請求額の算定方法(市場が分断される場合)

電源等リスト登録時の登録項目(発動指令電源)

■ 発動指令電源提供者は、本機関が指定する日までに、電源等リストを提出してください。電源等リストに記載する項目は、以下の通りです。

電源等情報の登録項目一覧

電源の場合

電源等情報	基本情報	容量を提供する電源等の区分
		電源等の名称
		受電地点特定番号
		系統コード
		エリア名
		所在地
		期待容量
	詳細情報	号機単位の名称
		系統コード
		電源種別の区分
		発電方式の区分
		設備容量
		運転開始年月
		FIT認定ID
		特定契約終了年月

需要家の場合

電源等情報	基本情報	容量を提供する電源等の区分
		エリア名
		所在地
		期待容量
		需要家名
		供給地点特定番号

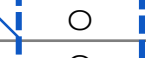
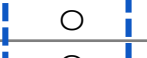
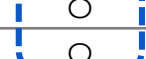
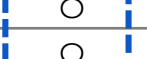
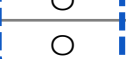
電源等リスト登録時の提出書類(発動指令電源)

- 電源等情報の登録に係る提出書類は以下の通りです。
- 電源の制御にあたって、蓄電設備等を活用する場合は、仕様書等(蓄電容量、出力等が分かる書類)を必要に応じて提出して頂きます。

電源等情報の登録書類一覧

電源の場合

【凡例】  : いずれか1点を提出

書類の名称 (全て写しで可)	必須	選択可能書類		
		電源等の名称 確認用	電源等種別の 区分の確認用※	運転開始年月 確認用
発電事業届出書	既設電源			
電気工作物変更届出書				
自家用電気工作物使用開始届出書				
特定自家用電気工作物接続届出書				
接続検討回答書				
工事計画届出書	新設電源※1			
発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表	○			
使用前検査合格证				
使用前安全管理審査申請書				
再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定 について(通知)(FIT電源の場合)	○			

需要家の場合

書類の名称	必須
需要家との合意書等	○
検針票等	○

容量確保契約の変更・解約

- 以下の変更事由に該当する場合には、容量確保契約は変更となります。
- 容量提供事業者が、容量確保契約に定める規定に違反し、その履行が将来にわたって客観的に不可能と判断される場合、または次の解約事由に該当する場合において、本機関は、違反または該当した相手方に対して何らかの催告を要することなく、容量確保契約を解約することができるものとします。
- 2023年3月に容量確保契約の変更または解約の申し出の確認を行います。

容量確保契約の変更・解約事由

変更事由

- ア 調達オークションに応札した電源等が落札された場合
- イ リリースオークションにより、契約容量の全部または一部を売却した場合
- ウ 容量確保契約で定める電源等の一部が市場退出した場合
- エ 電源等差替を実施した場合
- オ 発動指令電源提供者の実効性テストの最終結果が契約容量を下回った場合
- カ 電源等リストおよび小規模変動電源リストの確定または変更時
- キ 事業者情報又は電源等情報の内容変更時
- ク 会社の統合や分割、事業承継等により、契約上の地位の承継がなされた場合

解約事由

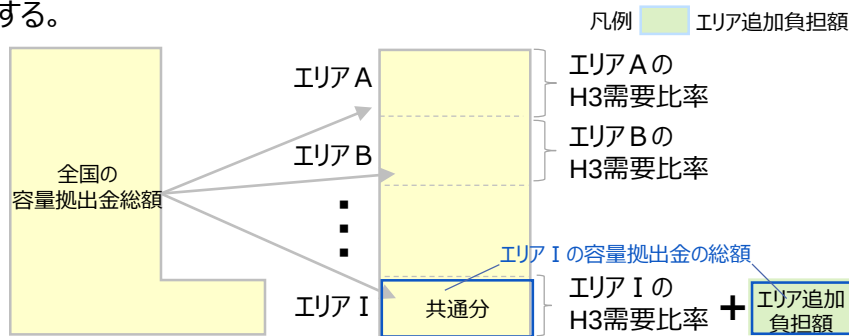
- ア 容量確保契約で定める電源等が全て市場退出した場合
- イ 監督官庁から業務停止等の処分を受けたとき
- ウ 支払い停止若しくは支払不能の状態に陥った時、又は不渡り処分を受けたとき
- エ 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行、その他これに準ずる処分を受けたとき
- オ 破産、民事再生、会社更生その他法的倒産手続の開始申立がなされたとき
- カ 市場支配力を有する事業者が、市場支配力を行使した場合

請求額の算定方法(市場が分断される場合)

- 市場が分断される場合における容量拠出金の請求額は、以下の手順で算定します。

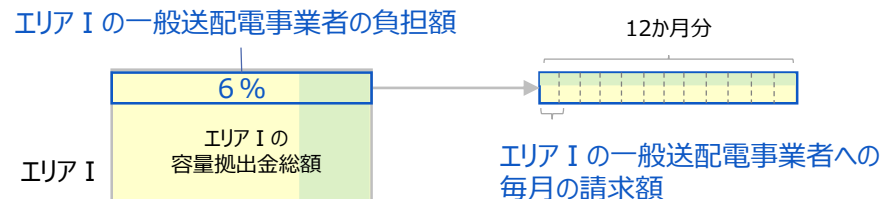
①エリア別の容量拠出金総額の算定

全国の容量拠出金の総額をエリア別のH3需要比率に応じて、各エリアに配分する。



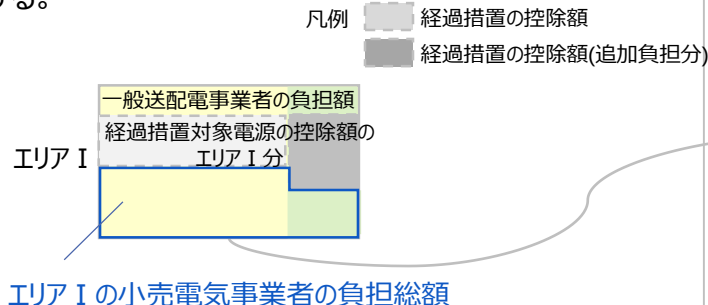
②一般送配電事業者の負担額と請求額の算定

エリアの約定価格×エリアのH3需要に6%を乗じること、エリア毎に一般送配電事業者の容量拠出金の負担額および毎月の請求額を算定する。



③小売電気事業者の負担総額の算定

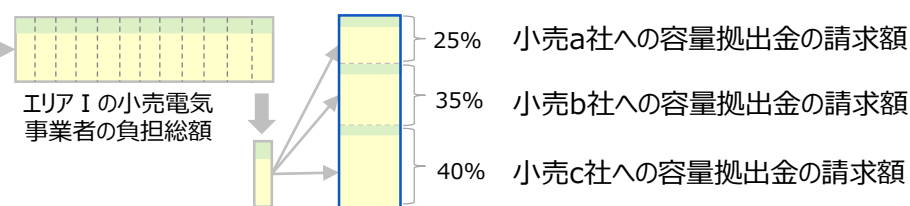
当該エリアの容量拠出金の総額から一般送配電事業者の負担額と経過措置対象電源の控除額を減算することで、エリア毎の小売電気事業者の負担総額を算定する。



④各小売電気事業者への請求額の算定

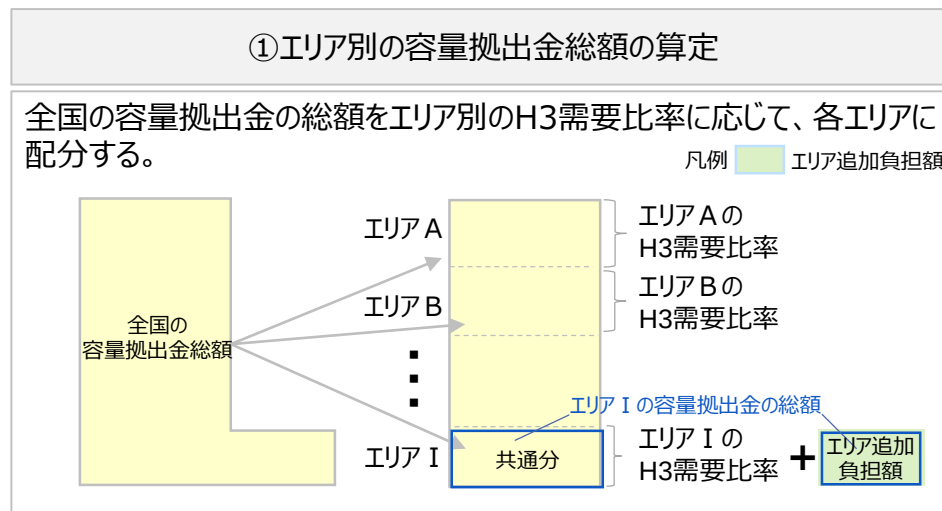
エリア毎の小売電気事業者の容量拠出金の負担総額を12等分し、小売各社の配分比率(実需給年の毎月のシェア変動を加味したもの)に応じて毎月の請求額を算定する。

エリア I に小売電気事業者がa・b・cの3社が存在し、小売各社の配分比率を25%、35%、40%とした場合

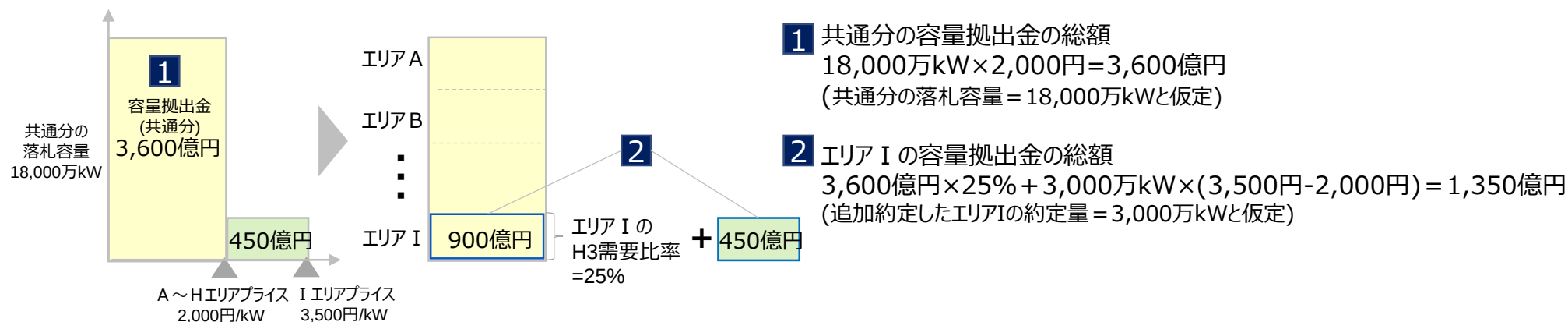


①エリア別の容量拠出金総額の算定(市場が分断される場合)

- 分断したエリアの容量拠出金総額 = 共通分の容量拠出金の総額 × 分断したエリアのH3需要比率 + エリア追加負担分※
 (※)エリア追加負担分 = 追加約定したエリア別の約定量 × (当該エリアプライス - 最安エリアプライス)



試算イメージ



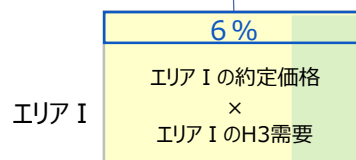
②一般送配電事業者の負担額と請求額の算定(市場が分断される場合)

- エリア別の一般送配電事業者の負担総額 = エリアの約定価格 × エリアのH3需要 × 6%

②一般送配電事業者の負担額と請求額の算定

エリアの約定価格×エリアのH3需要に6%を乗じることで、エリア毎に一般送配電事業者の容量拠出金の負担額および毎月の請求額を算定する。

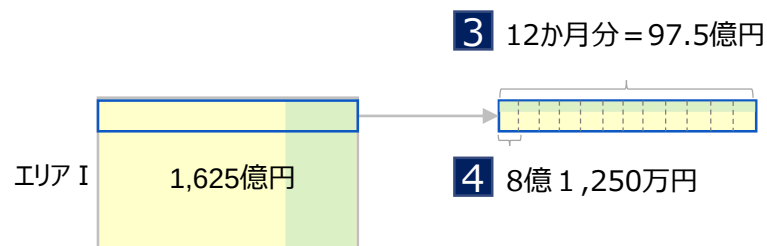
エリア I の一般送配電事業者の負担額



12か月分

エリア I の一般送配電事業者への
毎月の請求額

試算イメージ



3 12か月分 = 97.5億円

3 エリア I の一般送配電事業者の負担総額
1,625億円×6%=97.5億円

4 エリア I の一般送配電事業者への毎月の請求額
97.5億円÷12 = 8億1,250万円

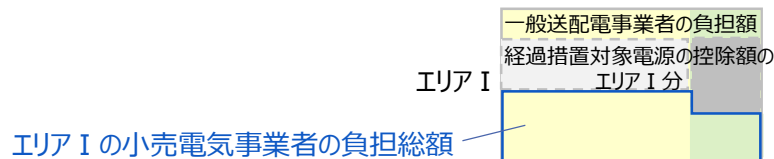
③小売電気事業者の負担総額の算定(市場が分断される場合)

$$\begin{aligned} \text{エリア別の小売電気事業者の負担総額} &= \text{分断したエリアの容量拠出金総額} - \text{エリア別の一般送配電事業者の負担総額} - \text{経過措置対象電源の控除額※} \\ \text{※ 経過措置対象電源の控除額} &= \sum \left(\text{経過措置対象電源の約定量} \times \text{最安エリアプライス} \right) \times \text{控除率} \times \text{当該エリアのH3需要比率} + \sum \left(\text{追加約定分のうちの経過措置対象電源の約定量} \times \text{当該エリアプライスと最安エリアプライスの差分} \right) \times \text{控除率} \end{aligned}$$

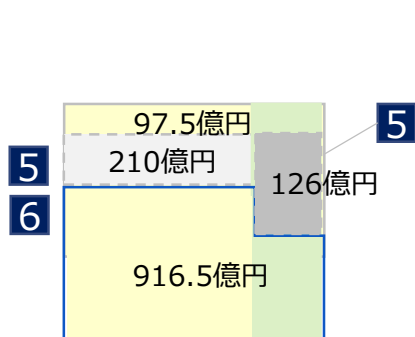
③小売電気事業者の負担総額の算定

当該エリアの容量拠出金の総額から一般送配電事業者の負担額と経過措置対象電源の控除額を減算することで、エリア毎の小売電気事業者の負担総額を算定する。

凡例  経過措置の控除額  経過措置の控除額(追加負担分)



試算イメージ



- 5** エリア I の経過措置対象電源の控除額
 $(\Sigma(\text{全国の経過措置対象電源の約定量} \times \text{約定価格})) = 2,000 \text{ 億円}$ であったと仮定)
 (追加約定分のうち、経過措置対象電源の約定量 = 2,000 万 kW と仮定)
 $2,000 \text{ 億円} \times 42\% (*) \times 25\% = 210 \text{ 億円}$ ・・・共通分の中にある控除額
 $2,000 \text{ 万 kW} \times (3,500 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 42\% = 126 \text{ 億円}$ ・・・追加約定分の中にある控除額

- 6** エリア I の小売電気事業者の負担総額(2024年度の場合)
 $1,350 \text{ 億円} - 97.5 \text{ 億円} - (210 \text{ 億円} + 126 \text{ 億円}) = 916.5 \text{ 億円}$

(*) 2024年度における控除率として42%を適用しています

実需給年度	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030～
控除率	42%	35%	28%	21%	14%	7%	0%

本スライドで使用している試算用の数値(控除率を除く)に根拠はありません。

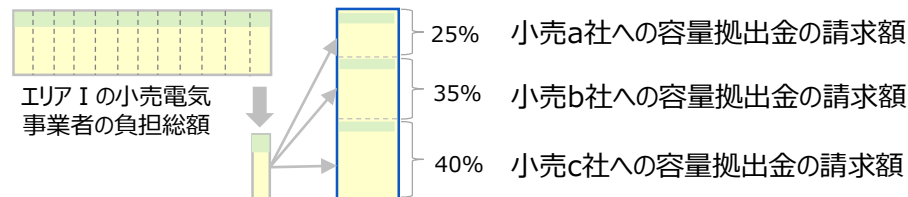
④各小売電気事業者への請求額の算定(市場が分断される場合)

- 小売各社への毎月の請求額 = (エリア別の小売電気事業者の負担総額 ÷ 12) × 小売各社の毎月の配分比率

④各小売電気事業者への請求額の算定

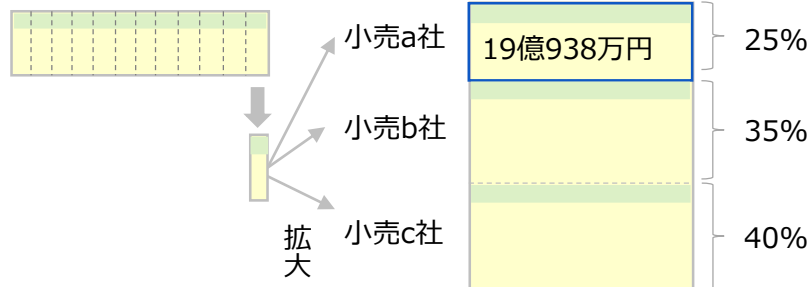
エリア毎の小売電気事業者の容量拠出金の負担総額を12等分し、小売各社の配分比率(実需給年の毎月のシェア変動を加味したもの)に応じて毎月の請求額を算定する。

エリア I に小売電気事業者がa・b・cの3社が存在し、小売各社の配分比率を25%、35%、40%とした場合



試算イメージ

エリアIの小売電気事業者の負担総額
= 916.5億円



7 エリア I の小売a社へのある月の請求額
(916.5億円 ÷ 12) × 25% = 19億938万円